

平成 31 年第 1 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 31 年 3 月 13 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 加藤弘文	2 今泉吉人	3 河野 清
4 松下好延	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

1 金田文子議員

(1) 移住定住促進と観光まちづくりについて町長の基本的考え方を問う。

(2) 北設広域事務組合所掌事務について構成町村としての認識を問う。

①ごみ処理について

②北設情報ネットワークについて

(3) 地域おこし協力隊出身者の定住支援について問う。

2 田中邦利議員

(1) 危険空き家について

(2) 道の駅清嶺の今後について

3 河野清議員

(1) ・住民基本台帳の閲覧は設楽町ではどのように行われているか？

・安倍首相は、自衛官の募集協力を 6 割の地方自治体が拒否しており、その為に憲法 9 条に自衛隊を明記しないといけないと述べた。

この見解について、設楽町としてどのように考えるか。

4 加藤弘文議員

(1) 設楽町の感染症予防対策について

(2) 設楽町の児童虐待・DVへの対応について

5 高森陽一郎議員

- (1) 町長の平成31年度 施政方針で表明された「森と水が生きる環境共生のまちづくり」に盛り込まれたごみ焼却施設の老朽化に伴う新たな処理方策の検討について。

- 日程第3 議案第34号
工事請負契約の締結について (追加)
- 日程第4 議案第35号
工事請負契約の変更について (追加)
- 日程第5 議案第36号
工事請負契約の変更について (追加)
- 日程第6 議案第37号
工事請負契約の変更について (追加)
- 日程第7 議案第38号
工事請負契約の変更について (追加)

会 議 録

開議 午前8時59分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成31年第1回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

7熊谷 それでは、平成31年第4回議会運営委員会の結果の委員長報告をいたします。平成31年第1回定例会(第2日)の運営について、3月8日に議会運営委員会を開催し審査した結果を報告します。日程第1「諸般の報告」は、議長から報告があります。日程第2「一般質問」は、5名の質問があり受付順で質問時間は答弁を含めて50分以内とします。日程第3、議案第34号から日程第7、議案第38号までは一括上程、説明のあと採決です。以上で終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成31年2月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

議長 日程第2「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。では、はじめに、5番金田文子君の質問を許します。

5 金田 5 番金田文子です。通告に従い質問をいたします。まず、町長さんに伺います。移住定住促進は、激しい人口減少を緩やかなものにし、若い人口を増やすとともに仕事をつくりだし、町に活気、元気を取り戻して、支え合い、心豊かに暮らせるようにするための方策だと考えますが、町長のお考えはいかがですか。また、観光まちづくりは、町民参画の上で、訪れてよし、住んでよしの町にすることです。訪れてファンになってくれる人、何らかのかかわりを持ってくれる人を増やそうとする営みを通じて、稼ぐ力を含め、住民の活力が高まるように進めていくことだととらえています。町長のお考えの方向性も同様だと信じていますが、町長の基本的考え方はいかがですか。

次に、北設広域事務組合が所掌する事務事業について、構成町村としての認識を伺いたいと考えます。1 点目はごみ処理についてです。去る 2 月 26 日に広域事務組合議会と全員協議会を傍聴いたしました。ごみ処理について、今までに知らされてきたことと異なる説明がありました。それは、ごみ処理施設の老朽化に伴うごみの処理先の見通しについてです。愛知県の構想によるごみ焼却施設は、東三河で 2 ヶ所、豊橋市・田原市で 1 つ、それ以外で 1 つということです。私たちが排出するごみは、新城市・豊川市・蒲郡市と協定を結んでお願いするというものでした。先日の説明では、伊賀市にある民間の処理施設へ依頼するという提起がされました。事務組合の構成町村住民として、経緯と今後の見通しを共有して、ごみの削減、資源ごみを活用するなど、理解と協力ができるように、情報開示と啓発をお願いしたいので以下質問します。

①現在の焼却炉廃止、ごみ処理先について、予定する工程とそうすることの根拠の明示を求めます。②また、課題があれば課題の提示を求めます。住民と問題を共有することが大事です。反対しているのではありません。3 町村が自力での焼却炉などの更新が難しい状況をきちんと説明してわかってもらうことが大事です。それが行政の責任です。

2 点目は、北設情報ネットワークについてです。いつでもどこでも、世界中と、安価に、安いお金で、高速に、手軽にインターネット利用ができる時代になりました。北設 3 町村の高度情報化を推進し、地域の活性化と住民福祉の向上に資するためにネットワーク設備を設置しました。これを利用して、北設広域事務組合が行うインターネットの接続業務、またその設備の維持管理業務等について質問します。

①インターネット接続の不具合が名倉地区において 2 月 18 日に発生し、19 日に復旧しました。その原因と対策はどのようなものですか。②31 年度予算に、LAN の整備工事を計上され、W I - F I 環境の改善ができそうです。これは学校においてです。また、各学校の最大学級人数分のタブレット端末の導入をさせていただくということで、都会に比べて劣るような学習環境ではないと保護者の皆様にも安心していただけるものと思います。迅速に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

さて、近年は、スカイプ等を利用して遠隔地の学校その他さまざまな場所との双方向の学習が行われるようになりました。現地にわざわざ行かなくてもあたかもその場にいるように学習できる環境は、中山間地にとっては大変助けになる技術です。ただ、北設 3 町村の学校現場では双方向の学習がまだ難しい状況にあります。また、学校 H P の作成・更新がやりづらいたりメールサーバーがいっ

ばいになって短期間で消さなくてはならない場合があること、また公的機関、愛知県などからですね、の大容量のデータを受信できず、他の学校へ出向いて作業する場合もあるなど、教師の負担になっている事象も起こっているようです。教育現場でのネット環境の不都合の現状把握調査はしておられますか。また現在、種々の不都合への対応策は考えられておられるのかお尋ねします。

最後に、3番目の項目、地域おこし協力隊出身者の定住支援について質します。地域おこし協力隊員の採用がなかなか思うにまかせない悩み、現実を先日町長からもお聞きしたばかりです。また、協力隊期間終了後の定着実績も少ないのが、わが町の現状です。設楽町で活動してきた地域おこし協力隊出身者の定住や暮らしぶりが今後の移住者の誘引、引き起こすこと、呼び水になること、誘引に影響をおよぼすことは改めて言うまでもありません。起業してくれた、山の搾油所については、田峯地区のコミュニティの支援や各方面からの引き合いも多く、事業構想・展開も驚くばかりの充実ぶりで感心し、安心もしています。しかし、町は、今期で地域おこし協力隊出身の郷土館学芸員の嘱託契約を更新しないとのことで驚いています。実質、解雇に等しい。いつかは正職員で任用できるように、指導育成されておられるのだろうとみていたのは私ばかりではありません。妻子、奥さんや子供さんを伴う定住者は、人口対策として最も呼びたい人ではなかったのでしょうか。一昨日の、清崎の橋本エレナさん御一家を取り上げた「私がここに住む理由、奥三河が居場所だから」という民放の番組は、設楽町の温かさ・素晴らしさを広く知らせてくれ多くの方の共感呼びました。学芸員という夢と家族の居場所にするという夢を抱いて設楽町に住んでいる若者を応援することはできないのでしょうか。新しい郷土資料館開設と開設後の事業展開に無くてはならない人財だと期待している人々は町内外に多数存在し、設楽町の対応が注目を浴びています。町長が力を入れておいでの「設楽町の玄関口」の構想、そこにできる郷土資料館の誘客、お客さんにおいでいただく、そういう誘客を叶える事業展開にとって、有為な人材だと評価する人も少なくない、貴重な人財を手放すのはなぜなのでしょう。このことにより、現在着任してくれている協力隊員、及び今後募集し採用する協力隊員たちは、期間終了後も定住支援、起業支援を受け、寄り添ってもらえるのでしょうか、移住定住支援は言葉の上だけなのでしょう。移住定住支援室をつくって、住民も巻き込んで頑張っている意味は何なのか、大きな不信感を抱きました。誠実な答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

町長 それでは、私からは「移住定住促進と観光まちづくりについて町長の考え方を問う」ことにつきまして、お答えを申し上げます。

まず、移住定住促進についてですが、御承知のとおり設楽町では将来人口3千人を維持するため、毎年10世帯の移住を目標に定めて、これに向けて町民の皆さんと共に取り組んでいくこととしております。これを定めて、平成28年度から活動を進めている中、実績として28年度には6世帯14人、平成29年度には15世帯30人が、そして今年30年度では4世帯10人と、この3ヶ年で合計25世帯54人が移住をされております。こうして、計画目標に向けて取り組んではいるものの現実は大変厳しく、これを達成するには今後さらに町は無論、町内それぞれの地域住民の方たちの協力が必要不可欠でありまして、今後さらにこの目標に向けて努力する必要があるというふうに思っております。一方で、移住定住促進を進めるため、町では若い方たちが「この町で暮らしてもいいかな。」また

「ここで住んでみよう。」、こんなことを思っただけのようにとの思いから立ち上げ実施をしてきた政策として、空家バンク制度の立ち上げ、町所有の宅地を坪1万円で提供することや、新築費用の助成として最高500万円を交付することとか、また子育て支援を目的として医療費を18歳までの無料化、また保育園、公営住宅の整備、そして町独自の定住住宅の確保、さらに教育環境の充実向上を進めるなどのこうした取り組みを行ってきているところです。

そして、今後も多くの方たちに設楽町へ移り住んでいただくため町の魅力化づくりに意識を高めて、どうしたらこれからの若者がこの町に来て暮らしていただくことができるか、また、町外の人から見て設楽町の魅力は何かということを考えて、これを進めるためにも町と住民の方たちとの共に協力をし、誘致活動を行なっていくことが重要であると思っております。この一環として後程述べる「観光まちづくり」に主眼を置いた取り組み強化を図って、新たな職の機会の場づくりに繋げること、またさらに日常生活を営むための利便性向上に向けた近隣都市とをつなぐ道路整備、また次世代の住環境の向上に繋げるための上下水道の整備や住居の確保など、日常生活を営んでいく上で必要となる環境を整えることが重要と考えているところです。さらに、こうした活動を進めていくためには、町内に住んでいる町民の方たちとの連携と一人ひとりがこうした活動に取り組むことへの意識の高揚が重要であって、これを業務としている役場のスタッフが汗をかくのは当然ですが、これだけでは到底できることではないことも事実です。したがって、多くの町民の皆さんとこれに取り組んでいくことが重要だと思えます。

しかし、町では住民の高齢化が進んでいる現状の中で、こうした方たちに頑張れと言うのは酷なことでもあります。厳しい現状であることは承知をしているところですが、数少ないと言われているこれからの世代の方たちが奮起をし、中心となって、これに取り組んでいく意識を高めていただくとともに、また地域を挙げて取り組む姿勢を皆でつくりあげて、町と共にこうした活動に取り組むことが最も重要であるというふうに考えているところであり、私、町長としても先頭に立ってこれを進めていきたいと考えております。

また次に、観光まちづくりについてですが、現在までの設楽町の主力産業は昭和40年代までは木材の高値流通と相まって林業産業の活発化と、水田農地の整備充実と農業機械の向上による稲作、またハウス園芸の技術が進んだことによるトマト等の野菜、そして花き類の生産性向上の時代が続いていました。しかし近年林業の低迷化や農業、商業の後継者の担い手不足が起因をして、これからの生業として継続が難しい状況となっている昨今、「将来の設楽町で人が住み続けていくためには何が必要か。」、また将来に亘って新しいまちの姿を想像するとき「何を持ってこれからのまちの産業として継続していけるか。」ということ考えると、私は新たな観光資源を開発をし、これを糧とした観光産業への強化が町づくりに向けて重要なポイントと考えております。

こうした中であって、当町ではこれから町の中央に出現する設楽ダムの存在を無視して通るわけにはいけないというふうに思っているところでして、このダムを中心とした新たな観光を立ち上げていくことに注視していく必要があると思う中で、町の政策としてまとめた「観光基本計画」と「アクションプラン」とあわせて平成29年に策定をした「設楽ダム周辺基本計画」、これを具現化するため

に、改めて町と町内に既存する関係機関、そして住民の皆さん、さらに下流5市と国・愛知県等で実行協議組織を立ち上げるとともに、町観光協会の運用形態の充実を図り、いよいよ本格的に町を挙げて取り組む必要があるというふうに思っております。その一環として、来年度から整備をする「郷土資料館」と「道の駅」を中心として、「人の集まりとにぎわいづくり」、これを進め、将来ここを拠点として上流にできる設楽ダムとをリンクし、さらにはここから町内全域を対象としての観光ルートをつくって、ここから生まれる雇用や新たな生業施設ができるよう広げ、これらが具体的な形になっていくことで町の活性化に繋がるというふうに考えております。

こうして、今後目指す方向をしっかりと見定めて、これに向けて町も議会も、そして住民もみんなで取り組んでいくことが肝要であるというふうに思っているところでして、これを実現するには、何をおいてもやはりこの地域に住んでいる我々が、それぞれ意識の高まりを持たなければこれの実現は難しいというふうにも思っているところです。私としてはぜひ、今後の町の命運をかけて町民の皆さんとの協調性を高めて、これに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

5 金田 大変丁寧な答弁をいただくのはありがたいんですが。

議長 ちょっと待ってください。もう一度お願いします。

5 金田 大変丁寧な答弁いただいて大変ありがたいんですが、時間が限られていますので、今後の以下課長さん方の答弁については、全体像を説明するようなことはカットしていただきたいと思います。今回聞かれていることについて、お願いしたいと思います。そのこと議長御指導いただきたいと思います。それからすみません、事務局長、時計が見にくいので、札をこっちへ、事務局長っていう札をちょっとこっちへ移動してください。以上です。

生活課長 それでは生活課より、金田議員からのごみ処理関係についての質問に回答させていただきます。まず1つ目の質問である「現在の焼却炉の廃止、ごみの処理先の関係について」説明します。現在の中田クリーンセンターのごみ焼却施設につきましては、平成4年3月20日に竣工し、平成34年で耐用年数30年を経過することとなるため、現状は老朽化が顕著となってきております。また、豊橋市と田原市を除く東三河市町村に根羽村を加えた北設広域事務組合と3市2町2村を1つのブロックとしている組織が、平成44年を見据えて、愛知県のごみ焼却処理広域化計画に基づき策定した、東三河焼却施設広域化計画では、焼却施設は1施設とすることとし、北設広域事務組合が管理する中田クリーンセンターは焼却施設を廃止し、その後は中継施設とし、当面のごみは新城市の焼却施設で北設のごみを処理すること、また、新城市で処理しきれない場合は、豊川市と蒲郡市で受け入れ支援を行うことになっていました。しかし、平成34年で耐用年数を迎える中田クリーンセンターとしては、直面する当面の対応として、新城市の施設だけでは北設のごみの焼却能力がないため、豊川市と蒲郡市を交えて受け入れ支援について、焼却費、運搬費、ごみ分別方法等の話し合いを重ねてきましたが、実行可能な調整ができませんでした。そこで、北設広域事務組合と構成町村で検討してきた結果、広域化が整うまでの間、三重県伊賀市にある民間事業者へ委託する方向としました。中田クリーンセンターの焼却施設を廃止して、民間事業者へ委託するまでの工程については、現在、北設広域事務組合で検討してい

る最中ですので、まだはっきりしたことは言えませんが、広域化になるにしても、中田クリーンセンターを中継施設として、現在のピットを積み替えのできる施設に改築する必要があるため、これをどのように改築するかの検討も現在、北設広域事務組合で行っている最中であり、これが現在の課題と言えれば課題であり、今後の工程に大きく影響するところでもあります。

次に、2つ目の質問である、「住民の理解と協力が必要なことについて」説明します。住民の理解と協力を得たい1番は、やはりどこで処理するにしてもごみの減量化に向けて、町民一人ひとりが、特に3Rに気を配って日常の生活をしていただくことでもあります。3Rとは、「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」のことで、3つの頭のRをとって3Rと言っております。「リデュース」は、製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることで、具体的には、洗剤など詰め替え用の物で対応していただくとか、買い物にはマイバックをもって無駄な包装は断っていただくとかいうものであります。「リユース」は、使用済みの製品やその部品を繰り返し使うことでありまして、フリーマーケットなどであります。「リサイクル」は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効することでありまして、資源ごみの分別回収などであります。設楽町では、中田クリーンセンターの焼却施設の老朽化に伴い、少しでも長く安全に稼働させるために、処理ごみの減量化に努めております。焼却ごみを減量する手段として、資源ごみであるダンボール、新聞紙、雑誌等を焼却ごみとしないで、資源化していくことに努めております。このことについては、毎年区長会で説明しお願いしてきた結果、現在はほとんどの行政区と、いくつかの団体が協力をしていただいております。協力していただいている一例ですが、萩平区を除く田口地区では、回収場所を1箇所にし、毎月第3日曜日を資源ごみを出す日に指定し、毎月広報で回収を周知したうえで、田口地区の区長さんたちが出役し資源ごみの受取りを行っているなどの協力をいただいております。なお、萩平地区においても、区独自で資源ごみの回収に、区民の理解、協力を得て、町内では早くから取り組んでいただいております。このように回収方法などは、各行政区でさまざまですけれども、町民の方々が資源ごみの回収に協力して、理解していただいていると感じております。また、こうしたごみの減量化の活動を推奨するために、協力していただいた団体等に対しては、北設広域事務組合からは奨励金、町からは報奨金を支払わせていただいております。現在でも北設広域事務組合作成の、日々の生活での、ごみの分け方、出し方としてのチラシを各家庭に配って、ごみの分別、可燃ごみ等の減量啓発には努めております。今後については、ごみの処理の関係についての情報は、町民の関心の高いところですので、北設広域事務組合からの情報発信はもちろんですが、町としても広報誌等を利用して情報発信に努めてまいります。以上です。

企画ダム対策課長 金田文子議員の質問のうち、「北設情報ネットワークにかかる名倉地区でのインターネット接続の不具合」、これについてお答えさせていただきます。昨年9月より4回にわたり名倉地区の一部の地域においてインターネットの不具合が発生しております。発生日と対応につきましては、若干、技術的な用語が含まれますけれども、30年、昨年9月28日に基盤の抜き差しにより復旧しております。今年2月1日にも基盤の交換により復旧しております。また、議員御指摘の2月19日にこれも基盤の抜き差しにより復旧しております。また、2

月 23 日には基盤交換により復旧しておりました、不具合のありました 17 件のパッケージと言いますけれども、基板パッケージの収容場所を替えて、不具合のありました基板のパッケージを使用ができないようにしております。このように、名倉のサブセンターにございますインターネットの親機にあたりますシステムであります GE - PON という基盤で接続の不可を確認しておるところでございます。原因については、特定できていないのが現状でございますが、北設広域事務組合、また設楽センターですとか各サブセンターの復興を含めました通信設備の保守点検業務を委託しております西日本電信電話株式会社によりますと、基盤の接続不良ですとか、もしくは加入者の誤った接続方法になるものではないかと考えているところでございます。そこで対策としましては、先ほど申しましたように、不具合を生じました基板パッケージ、これを使用不可にしまして、不具合にあった 17 件を別の 2 つの基盤へ移し替えまして、ただいま様子を見ているところでございますが、現在のところ不具合は発生していないということでございます。したがって、再度不具合が発生した場合には、加入者のお宅のあります接続状況等を確認することも考えているということでございます。以上でございます。

教育課長 それでは、「北設情報ネットワークの学校現場において」の質問にお答えをさせていただきます。各学校からの不都合などの要望等につきましては、毎年度、当初予算要望のヒアリング時に確認しておりますが、この件についての要望はどの学校からも上がってきていません。そのため、対応策は考えておりませんが、北設広域事務組合では現在、1 ギガの容量の各学校の代表メールサーバーを、今週中に 2 ギガに向上させる予定ということでありますので、メール環境も向上すると思っております。以上です。

総務課長 総務課から、「地域おこし協力隊を含む町全体の嘱託員の雇用について」、お答えをさせていただきたいと思っております。地域おこし協力隊を含む町全体の嘱託員の雇用につきましては、嘱託員の面接時に「採用は原則 1 年間です。その後のことにつきましては確約ができません。」ということで、そのことを本人の承諾を得て採用をしております。そうしたことから、普通、嘱託職員の辞令につきましては、任期を 4 月 1 日から 3 月 31 日までと定めて、そうした中での雇用となっておりますので、御承知置きいただきたいと思っております。

また、議員からの質問にあります郷土館の学芸員を手放すのはなぜかということでございますけれども、人事に関すること、特に特定の個人を指したものでありますので、議会の一般質問の中で、答弁することはふさわしくないと思っておりますので、お答えは控えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

企画ダム対策課長 それでは、地域おこし協力隊につきまして、最後の御質問でございます「現在及び今後の隊員に対する寄り添い方等について」、お話をさせていただきます。地域おこし協力隊につきましては、おおむね 1 年以上 3 年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動を行っていただく制度でございます。当町におきましては、現在までに 8 名の地域おこし協力隊を採用しております。そのうち、最長期間の 3 年を協力隊員として活動していただいたのは 2 名、自分の意思により途中で退任した協力隊が 4 名、そして現在活動している隊員が 2 名となっております。こうして現状を踏まえますと、協力隊として最長 3 年活動をした隊員につきましては、その期間中に卒業後も設楽町で定住することを視野に入れて、仕事を含め、生活の基盤を徐々に築いてきたと

ということだと思っております。町は、協力隊員の期間において卒業後の本人の意思を最優先に、それが実現できるように仕事・住居の両面において相談とサポートをしております。そのため、協力隊卒業後の支援というよりその前段階での支援に力を注いでいるところがございます。ただ、卒業後は全く無関係というわけではございませんで、公的支援の制度ですとか、起業をした隊員に対しては今後のスキルアップのための研修、事業のPRができる場所等の情報提供を行っており、今後についても、お互いに情報共有に心がけ、伴走していくことが大切と考えております。以上でございます。

5 金田 短くってお願いするのは、議論を深めたいからです。いろんな説明はもう今までにお聞きしているの、で、だいたいわかっていることなので、それを繰り返して説明されるっていうことは、時間を浪費するっていうことに繋がりますので、今後気をつけていただきたいし、議長、御指導をお願いいたします。

時間ももう残り少ないので、今の最後の質問のところからいきます。ただいま企画ダム対策課長や町長さんからの一番最初のまちづくりについてのお考えをお聞きしたことと、今、総務課長がお答えくださったことの中には大きな違いを感じます。契約事項、法に則ってというか、嘱託員を任用するにあたっての約束事があり、そのことを遵守し、人事のことを私たちがとやかく言うことではないということは、それは世間の常識です。しかるに、町長も企画課長も述べておられるように、ここに若い人が住んでくれるっていうことに重点を置いてきたのに、しかも協力隊員期間が終わった後に、教育委員会ですか、教育課ですか、再雇用しているわけですので、そこのお考えはいったいどうなっているんだろうっていうのが、正直なところ、ここんところについて、教育課は、重なりますが、若者ですから足りんことはいっぱいある。私たちが生きてきたのの半分しか生きてないんですから、足りんことはいっぱいある。よそから移住してきたんだから、地域の文化的なことっていうんかな、地域のコミュニケーション、人間関係の作り方がうまくできないことはいっぱいあるに決まっていますね。それを上手に育てるようにしていただいているものとばかり思っていました、ここにきて突然もういらぬ。雇用契約は問題ないですね。法的なことは別に問題ないと思いますが、そこで突然切られてしまうっていうのは、先ほども述べたように、子供さんが。

議長 金田文子君、質問をお願いします。

5 金田 言います。子供さん3人もかかえ、奥さんもこの地になじむように努力してきていることについて応えるっていう気持ちは感じられない。このことについては、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。どなたでも。教育課でも、町長でも、お願いいたします。

総務課長 役場で人事でいろんなことを考えてます。そのなかのことを、ここで一言一言いうことは、決して本人のためにもならないし、議会の答弁として内容的に不相当だというふうに理解していますので、それについてはお答えできません。以上です。

5 金田 では、移住定住促進、若者の定住、よそからの移住者を増やすという方針は、どうなるんですか。

総務課長 そのことと人事のことは、全然別のもんだというふうに理解しております。以上です。

5 金田 おっしゃるとおりですね。それは誠実な答弁というふうには、私には聞こえません。総務課長のお答えは、もちろん制度上のことや契約上の法的なことでお答えになるということは、当然想定しておりました。移住定住促進室で、移住者を増やすように頑張っていることや、住民も一緒になって頑張っていることについては、どうお考えですか。個人をって言います。完全に個人を特定できてますから、その個人のことについて言えば、期待している人たちもいたし、力量をかっていている人もいる。だめだって言う人もいる。当然いると思いますが、力量をかっていている人もいる。そういう人たちに、議員である私たちや末端の職員の皆さんは、「いったいどうなっているんだ。」って、なんてお答えすればいいんですか。

総務課長 答弁については、先ほどお答えさせていただいたとおりです。金田議員がそういうことをおっしゃられることはあれなんですけれども、それはやはり内部の中で、こっそり聞いて本人に伝えるとか、こういう公の場でそういうことを答えるべきではないというふうに、私は思っています。以上です。

5 金田 これは何回聞いても、町長に聞いても、教育課長に聞いても、同じ答えを言うってことにお考えをそろえてらっしゃると思いますし、個人的な感情としては、受け入れられないという職員の方々もいると思います。そのことについて、繰り返し誠実味を感じられない答弁が繰り返されるっていうことは、やっぱり設楽町議会としてはとても恥ずかしいことだし、それから、これが今後広く博物館の関係者や今までいろんなツアーなどで設楽町を訪れてくれた文化財に関心のある人たちにとっても広がっていくことと思います。設楽町にとって非常にマイナスな事例だったと思いますので、このことについて個人の問題っていうふうに片付けしないで、移住定住していただける若者たちを増やすっていう基本的な考え方にたって、今後深く検討されることを求めます。いかがでしょうか。

総務課長 私は議会の中で答えられる最大限の答弁をさせていただいていると思います。それが誠実でないと言われることは、大変私に対しては憤りを感じております。以上です。

5 金田 私の質問は、議員はじめ、末端の職員の方々が、町民や内外の方々から「いったいどういうわけなんだ。」って聞かれたときには、どうお答えすればいいのでしょうかという質問です。

総務課長 ですので、そのことをお答えすることは、個人の誹謗中傷だとかいいことや悪いことも全部お答えしなければならないと、それは議会の中の答弁として不的確だというふうに理解しておりますので、そういうことは答弁できないということをお申し上げしているのです。以上です。

5 金田 嘱託職員と一般の職員というかな、課長さん以上のような方々、あるいは雇主のほうとの関係が、力との関係が大変に違うっていうことについては意識していらっしゃるでしょうか。世間から見て、パワーハラスメントにみえるようなことがないんでしょうか。そういう懸念はないんでしょうか。町長、いかがですか。

町長 金田議員がいろいろ思われることはおありでしょうけれども、こうして人事に関わる内容のことと、そして我々が進めていこうとしているこの地域おこし協力隊、「この人たちにこの町で活躍をしてもらおう。」、そういった場面を作り上げていくこととは、やはりそれぞれの決まりの中であって、そしてまた協力隊の人たちの思い入れも十分我々も受け入れる中で活躍していただければ、そういう環境作りに努めていくことはもちろん必要であるし、それがなければせっかく

この町に来て、活躍をして、頑張ってもらえるという人たちの意向にもそわない、そんな状況ができあがってはいかんというふうに思っております。したがってそういうことがないように、先ほども担当課長が申し上げておるように、そうしたことへのこれからの対応ももちろんやっていますし、この町でそうした協力隊の人たちが活動がしやすい、そういったことを我々も一緒になって努めて進めていくということについては、なんらそうした気持ちがないわけではないし、積極的に取り組んでいく、その姿勢は持っておることはそのとおりです。

で、一方でですね、この1人の、言われてみえる人の人事だとか、その対応について「冷たい。」ですとか、「そりゃあ、不合理じゃないか。」、「常識から外れとりはせんか。」っていうふうに、金田さんは思われるんでしょうけれども、それは、思われることは私どもはお聞きしますけれども、ただそれをもって、じゃあそれについて公表をして、「こういう事情があったんだ。」とか、「こういうことがあるからこうしたんです。」とかっていうことまでは述べるところではないと思っておりますので、そこあたりは議会としても常識の中で御理解しておっていただけのものだというふうに思っております。以上です。

5 金田 もちろんどこどこが悪いとか、そういうことをここで公表してくださいって言っているわけではありません。本人に納得のできるような説明、あるいは書面でのこういう事情だからっていうようなことを回答してあるかどうかということや、それから今後、学芸員としての夢がこの町にいて果たせるのか。そういうことが本人にわからないといけませんので、ここで公表していただく必要はありませんが、その夢が果たせ、子供さんをここで育ててくれるっていう御家族の期待にも応えられるのかどうかっていうことは、本人にわかるようにしていただきたいですね。以上です。

では、ほかの質問のことを聞きます。時間が5分しかないので困ったな。

まず、学校現場のことについては、ネット環境のことについては、本当に教育課で一個一個努力していただいていることは十分承知しておりますので、ぜひ、実は設楽中学校は大丈夫だけどほかの学校はだめとか、そういう個々についてばらつきもあります。ICT支援員も入れていただきましたので、現状を調査、先生方が困ったっていうことが、自分の力がないから困っているのかもしれないし、ネット環境のせいかもしれない。そういうところもよくわからないので、丁寧に聞き取りのうえ、そしてそれに対応をしてあげるっていうことをしていただきたいと思います。そして、ネット環境の設備上のことでしたらば、構成3町村でよく相談のうえ、協議して、31年度じゃなくても、もちろん32年度で結構ですので順々に優先順位をつけてお願いいたしますっていうことをお願いします。ちょっと質問をする時間がありません。お願いしておきます。

それから、ごみ処理の問題については、実際問題、経済性が、私は一番の要因かなと思いました。この間の広域事務組合で聞いているときには、経済性の面から住民もやっぱり我慢して、協力して、さっき言った3Rなどを実際現実にやってかなくちゃいかんっていうふうに思ってもらえる内容だと思って聞きました。経済性についてどうですか。

議長 金田文子君、一般質問であります。説明ではありません。

5 金田 議長、質問者にばかり御指導なさらず、長い答弁をなさる方たちにも御指導をお願いいたします。

経済性についていかがか、生活課長に伺います。

生活課長 今質問にありました経済性については、北設広域事務組合のほうで検討した結果、現在の同じ量として、現在の北設広域事務組合の中田クリーンセンターで処理している金額、それから広域で愛知14区プラス根羽村で1つの処理施設を想定したときの処理費、それから民間事業者に持って行く事業費を比べたときに、やはり一番民間に持って行くことが安いということが判明していることは聞いております。以上です。

5 金田 やっぱりデータでものを言わないと、住民も困るからっていうだけではわからないと思うので、いやな現実っていうかな、そういうものもちゃんと住民の方に説明すれば皆さんわかってくださることだと思いますので、そういう点で詳しい説明をお願いします。こんなふうでという経緯の長い説明とかそういったことは議論を深めるための妨げにはなっても、有益なことにはならないと思います。

議長、以上で私の質問を終わりますが、ただ質問者に対して質問をしろとか、そういう御指導以外に、何のための議論をしているかっていうことに基づいて、双方に御指導を今後はお願いたします。以上で質問は終わります。

議長 これで金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 それでは質問をさせていただきます。最初に「危険空き家について」、質問をいたします。「台風・強風が吹くたびに、屋根瓦やトタン外壁材が飛び散り、柱やはりにズレ込みができてしまっている。建物が崩壊し、隣家や道路にいつ倒れてもおかしくない。その建物の下を、通学の高校生が毎朝通ってくる。家屋が国道に倒れでもしたら、見通しの悪いところだから大きな事故になりかねない。」と、近所の危険空き家について、こんな声が聞かれます。少子化、高齢化、核家族化で高齢者の一人世帯化がすすみ、転居や死亡による空き家がますます増え続けています。いまや、空き家の発生を回避することは難しい状態になっています。町内を見渡してみても、不適切管理による老朽空き家や放置したままによる危険空き家が増えています。

そこで、町は昨年、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「設楽町空家等対策計画」をつくりました。「移住・定住対策と連携して空き家を活用する」、「所有者に適切な管理意識と管理に対する支援措置」などの方策を示し、空き家にしないための対策、空き家になった場合は「危険空き家」イコール「特定空家」にしないための対策を打ち出しました。特定空家とは御案内のとおり、「そのまま放置すれば、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態」などの空き家のことをいいます。これに認定されると、市町村は必要な措置を取るよう所有者に助言、指導、勧告、命令、代執行などの法的措置がとれるようになります。同僚議員によって、この問題は何度かとりあげられました。また、昨年3月議会の施政方針演説で、町長は、空き家対策計画の推進をうたいました。そこで、一年たったいま、計画に基づき対策がどこまで進んだか等々をお尋ねいたします。

1 「計画」は、一人ひとりの、また、所有者の意識改革が重要としましたが、その取り組みはどうだったでしょうか。関係課が連携して空き家問題に対処で

きるため、空き家のデータベース化と情報提供、相談窓口の設置が必要とされましたが、これはどうなっているのでしょうか。

2 定住促進に向けた「空家活用」の取り組みはどこまで進んでいるのでしょうか。特定空家ではない老朽空家への解体費用を助成して跡地を行政が利用する権利を得るなどの先進例があると聞きますが、そのような助成制度は町にあるか、お尋ねをします。

3 危険空き家への立ち入り調査、行政指導、代執行などはどの程度行われたか。特定空家になった場合は固定資産税の減免などのメリットがなくなると聞きますが、どうでしょうか。そして、「特定空家」の対策はどこまで進んでいるのか現状をお示しいただきまして第1問とします。

次に「道の駅清嶺の今後について」、質問をいたします。道の駅清嶺について町長は、2月21日の議会全員協議会において、株式会社方式を目指してきた地元運営組織がその設立は難しいと結論づけたことについて、これを尊重し、開業まで時間がないが、今後の管理体制を検討していくと報告しました。合わせて、「入札不成立」で事業費見直しが行われていた歴史民俗資料館・道の駅清嶺(仮称)の新しい事業費予算も報告され、その後、公募型指名競争入札で工事請負業者も決定され、本日、議会決議に付されるところまできております。

ところで、道の駅運営主体は、地元住民の要請を尊重し、住民主体で設立をすることを目指してきました。そして、道の駅運営組織への財政支援を決定したのは、平成30年度6月議会のことでした。一般会計補正予算で「道の駅清嶺運営組織設立支援業務委託」として11,312千円が予算化されました。それから半年あまり、株式方式を目指した設立は急に断念されることになりました。1千万円余もかけたにもかかわらず、この結論に至ったいきさつ、経過と理由はどのようなことだったのであるのでしょうか。「新道の駅通信」というものが発行されてきました。2019年1月号は次のように言っております。「道の駅準備委員会が立ち上がって半年になろうとしており、いよいよ本格的な準備が始まります。まず、母体となる組織を明確にすること、そして事業計画を策定します。」と抱負を述べていたのであります。また、「土地柄にあった食を提供して他の道の駅と違うなど感じてもらえる店舗にできたらすばらしい。」「この土地のよいものを生産し、商材として扱うためには食品加工所や働く人が必要になってくる。指導していただける皆さんの協力が必要です。」「地元野菜の生産をカバーするために町内全域の農家への依頼、新たな流通ルートの確保が必要になってきますが、まずは、やれることから。いいものをいっぱい作って提供していきましょう。」と意欲的な姿勢を示していたのであります。そこには、事業辞退を感じさせるものはありませんでした。なぜ、急に断念することになったのか、説明を求めます。

2点目、道の駅清嶺運営組織設立支援業務にはコンサルタントも介在しております。コンサル料として200万円が使われておると認識しておりますが、「道の駅アグリステーションなぐら」のコンサルティングも引き受けている優秀な方があります。その人が参画していて、採算が合わないという結論が出ている中で、町はあくまでも、今後の管理体制を検討していくとして道の駅清嶺の事業体を設立しようとしています。そのために、指定管理での運営を目指すとされているのだと思います。自主経営では採算が合わず赤字は必至。だから町費で穴埋めする指定管理という方式をとるのではないのか。道の駅清嶺の経営は町からの補填なし

には運営はできないと思いますがどうでしょうか。

3点目、今回の措置、つまり指定管理に切替えるということですが、町長がこの事業は何としても継続し成功させようとする強い意志を感じます。道の駅設置の意義をどのように捉えたうえで不退転の姿勢なのでしょう。

先ほど来、少し私の前の質問者の観光で町を興していくんだというようなことがたぶん回答になるかと思うんですが、簡単に言ってください。胸の内は、ある程度想像できますが、今日、道の駅全般にいえることは、その経営をめぐる情勢が極めて厳しくなっていることです。さらに周辺地域が農産資源に恵まれていないこと、隣接する組合立飲食店が全面改修を進めていることなどもマイナス要因となっていて、重大な決断もいたしかたなく、すなわち、撤退の選択肢があってもよいと考えます。成算のない事業を断行したとしても、失敗は目に見えており、使い道のない空っぽの建物をつくる結果になって、町内外の批判を呼ぶことになりかねません。建物建築の事業者もすでに決まっておりますが、あえて、撤退あるいは中断の考えはないのか、お尋ねをいたしまして、第1回目の質問といたします。御清聴ありがとうございました。

建設課長 それでは、私からは、「危険空き家について」簡単にお答えをいたします。まず1つ目の「一人ひとりの、また所有者の意識改革の取り組みは。」につきましては、30年8月号の広報したらで「設楽町空家等対策計画」の策定をお知らせをするとともに、ホームページにアップしましてお知らせをしております。また、移住定住推進室でも空き家バンクについてお知らせをしているところであります。今後も定期的に空き家の適正な維持管理方法や活用に関する情報提供などを実施していきたいと思っております。

続きまして、「空き家データベース化と情報提供、相談窓口の設置は。」につきましては、平成28年度に町内の空き家の現況調査を行いまして、およそ300件の空き家について所在地、建物の状況、所有者名、所有者住所などを一覧としましたデータ台帳を作成しております。このデータにつきましては建設課だけではなく、移住定住推進室と共用をしております。ただし、このデータの中身は個人情報になりますので役場外への提供はしておりませんが、空き家バンクへの登録の際などの参考とさせていただきます。

続きまして、「相談窓口の設置は。」につきましては、現在、危険空き家につきましては建設課で、利活用可能な空き家につきましては移住定住推進室でと、統一した相談窓口としてはなっておりませんが、それぞれの課で相談者の皆さんから相談の内容をお聞きしまして、担当者へ引き継ぐという形でやらせていただいております。

続きまして、「空き家活用の取り組みは。」につきましては、移住定住推進室と地区団体が連携をしまして、空き家バンクの登録を行い、移住者などへの利活用を推進しておるところであります。

続きまして、「特定空き家でない老朽空き家への解体費用の助成」につきましては、特定空き家ではない老朽空き家の解体につきましては、所有者の責任において行っていただくものと考えており、費用の補助はございません。特定空き家につきましては、そのまま放置すれば周りに迷惑がかかるということから解体費用の一部を補助しておりますが、その補助額は、事業費の3分の2で、上限を50万円としております。

続きまして、「立ち入り調査、行政指導、代執行などはどの程度行われたか。」につきましては、いままでに住民から苦情などの情報をいただいた空き家が町内で4件あります。立ち入り調査につきましては、私有地への無断での立入りはできませんのでいずれの建物についても行ってはおりませんが、公道からの外見の調査は行っております。そのようななかで、所有者の方と連絡が取れまして、行政指導ではございませんが、状況を説明をさせていただき、解体までしていただいたものが1件ございます。そのほか、説明をしたところ、解体業者の方から見積りを取って、今、検討中であると聞いているものが2件あります。残り1件につきましては、一昨日に所有者の方と連絡が取れまして、状況のほうを役場のほうから説明をさせていただきましたところ、対応について一度持って帰りたいという返事をいただいておりますので、今その回答待ちということになっております。ということで、現在まで行政指導代執行というのは町内での実績はございません。

続きまして、「特定空家に指定された場合のデメリット」につきましては、特定空家に指定しますと、先ほど議員も言われましたように、助言・指導、勧告、命令、最終的には代執行という措置をとることになりますが、勧告をした時点で、固定資産税の特例措置が解除されまして、これは通常建物が建っている土地の場合には6分の1ないし3分の1の固定資産税の軽減がされていますが、それが解除されて、税額が上がることとなります。これが、特定空家に指定された場合の税的なデメリットになるかと思えます。また、行政代執行を行った場合は、その費用の全てを所有者に負担していただくこととなりますので、その場合は、また、町の解体の補助金も出すことはできませんので、それもデメリットの1つかと思えます。

続きまして、「特定空家の対策はどこまで進んでいるのか」につきましては、現在までに、町内に特定空家に認定した事例はございませんが、先ほども説明しましたとおり、特定空家に認定する前に解体していただいたり、所有者の方に問題意識を持っていただき、処分について検討をしていただくなど、少しずつではありますが危険な空き家の解消を進めておるという状況でございます。

特定空家に認定した空き家の所有者には、補助金を活用して解体していただくようお願いをしておりますが、状況によっては代執行も視野に入れながら対応をしていく必要もあると考えております。しかし、行政代執行を行いますと、先程も説明しましたように、その費用の全てを所有者に負担していただくこととなりますので、それでまた負担ができない場合には差し押さえ等を行うことにもなりますので、慎重に検討をして進めていきたいと思っております。以上です。

産業課長 道の駅に関する質問のうち、まず「運営組織のいきさつについて」、産業課から説明させていただきます。道の駅について、開業準備を進めてきました「準備委員会」は、平成28年度に事業概要説明会を行った後に地元から提出された要望書がありまして、それがひとつの契機となりまして発足いたしました。当初は、ボランティアで議論や調査を進めていただき、平成29年度後半から平成30年度上半期にかけて議論をサポートするコンサルタントの報償を予算措置いたしまして、支援させていただきました。その後、準備委員会が、道の駅の会社設立の準備を進めていく組織として、地域でも認知されたということに伴いまし

て、具体的に動けるよう活動費を補正予算措置をさせていただきました。以降、延べで20回以上の会議、調査などを重ねてまいりましたけれども、結果として、会社設立を断念、準備委員会も解散という結果に至りました。今回の事態に至った最も大きな理由ですけれども、準備委員会が準備のための主体となれなかったということにあります。準備委員会のメンバーは主に40歳～50歳で構成されておりまして、自営業者、また会社経営者などとして活躍され、多忙ななかで、合間を縫って準備の活動をしてきていただきましたけれども、現実的には委員会に出ていただきまして意見をいただきましたけれども、具体的に会社を運営する経営者、会社というのは具体的に道の駅を運営する経営者などの確保、それからその準備に至ることができませんでした。また、委員のそれぞれが抱く思いによりまして、議論がなかなか進まず、具体的な議論を深めることができなかった。これが大きな理由の1つになります。

もう1点、町も会社設立の見通しに甘い部分がありまして、準備委員会に委ねすぎた面も考えられます。そして、昨年末にさしかかるところ、今のままでは準備実務が進まず、開業に間に合わない、あるいは会社を設立しても動かすことができないとの意見が出てまいりまして、メンバーとも協議した結果、平成31年度からは、町が準備実務を担当し、準備委員会は解散するということになりました。町としてはこれら経過における反省点も踏まえまして、31年度においては、準備実務を役場が主体となって行うよう、今回当初予算を組んでおります。ただし、準備委員会での議論してきたことは無駄にならないように考えておりまして、「地域に貢献できる道の駅」を目標に、設楽町の地場産品を活かした食堂や売店を目指すなど、準備委員会が示した方向性や地域との繋がりや町が引き継ぎまして、活かしていく方向で、現在コンサルタントと準備計画案、具体的には、指定管理者を募集する際の条件整理などを行っているところであります。

次に、2番目の「経営的に成り立つのかどうか」についてお答えいたします。現時点でコンサルタントから、この道の駅は全く採算が合わないというような報告は、私ども受けておりません。とは言いましても、温泉やインターチェンジのような集客の要となる施設がないという面もありますし、駐車場もそれほど広いわけでもありません。道路通行量、交通の通行量も決して多いわけではなく、先ほど議員言われたように、周辺飲食店との競合もあるというような、指定管理者を募集していく上での課題は多くあるのは事実であります。一方で、一般的に「道の駅」という名称にはブランド力があると考えておりまして、施設や備品等を町が準備した上で、ある種優遇策を提供すれば、多額の指定管理料を見込まない、あるいは指定管理料なしという条件でも、採算が合う経営はできるのではないかとというのがコンサルタントの見解であります。また、毎年多額の指定管理料を投入するという事は、町の財政にとってもよろしくない、当たり前ですけれども認識しており、それらを踏まえて運営管理のあり方を検討し、新年度の半ば頃には、運營業者の決定をめざしたいと考えております。

3番目、「道の駅設置の意義、撤退の選択肢はないのか」ということについてお答えいたします。近年、道の駅は単なる通過点ではなく、目的地にもなっております。道の駅清嶺については、設楽町の玄関口での、歴史民俗資料館と共に情報発信の拠点として、また、旧田口線、ダムサイトへの誘導の拠点として、またさらに地域産品の販売拠点となることを考えております。経営については、開業

当初は黒字化を目指し、真に地域のためになる道の駅にしたいと考えております。今年度実施した交通量調査では、平日、休日共に豊橋ナンバーが7割を占めているというような結果が出ており、町外だけではなく、町内にも貢献できる道の駅でなければならないと考えております。具体的には町外の方の立ち寄りだけでなく、地域の方の雇用の場所、それから地域の方の集会ですとかよりどころになるような場所にしていきたいとも考えております。そうした狙いも含めまして、道の駅には準備委員会の意見も取り入れながら、2階を多目的なスペースとして確保しております。

もう1つ、本事業は、事業費的に考えましても、設楽町単独では実施が難しいものと考えています。水源地域振興事業として実施するということもあり、地元の活性化を目的とするのはもちろんでありますけれども、町の財政負担も軽減した形で実現できるということになっていきます。このタイミングで実施しないと実現が難しいという事業でもありますので、撤退の選択肢はなく、何としてでも成功させ、町の活性化につなげたいと考えています。以上です。

- 10 田中 第1点目の問題でありますけれども、不適切管理による老朽空き家対策としてはですね、例えば、空き家を地域コミュニティー施設として利用する。あるいは、空き家活用団体を育成するとか、空き家活用ビジネスを導入するとか、また、特定空家につきましては、氏名公表だとか、警察による撤去をやっている自治体もあるそうですが、そうした取り組みについて検討していただきたいんですが、制度発足からまだ日が浅いわけでありまして、今後の空き家対策の強化を求めまして2番目の質問について再質問をいたしたいと思っております。

まず、それぞれが仕事を持っておったりして、とてもこの、今、準備委員会のメンバーでは、構成では運営主体になりえないということをおっしゃっておるわけですが、そんなことははじめからわかっただけのような気がするんです。だけど、あの方たちがやるっということをして、一生懸命やって形ができてきた。それをやめるとするのは、本当に残念なんです、そんな理由でこれが断念されたというふうには思えないんです。で、これ、この支援組織には補助金を出してますから、その正式な補助金で活動した結果というか、成果報告書的なものが出ていなければなりません。それを、あるというふうに思いますが、公表していただけるのでしょうか。ただいまの産業課長の説明だけでは、どうして断念にいたったかというのが、まだ納得できないんです。どうでしょう。

- 産業課長 運営主体になれないのはわかっていたんじゃないかということですが、まず、準備委員会のメンバー自体が運営主体になるという筋書きではありませんでした。運営主体が主導をとって会社を設立し、しっかりしたその会社の経営者を確保するという流れで、最初メンバーも考えておりました。自らがというところは、ちょっとその時点ではありませんでした。で、ただなかなかそこまでの具体的な経営者の確保までに議論が至らなかったという状況であります。で、それではその内容と委託費の中身のものは公表という話になります。今現在ですね、まだ報告書としては、とりまとめというか、まだまとまっておりません。で、どういう形で公表ができるかということについては、ちょっと今お答え、明確にできませんけれども、何らかの形でお示しは必要かと考えております。以上でよろしくお願ひします。

- 10 田中 支援組織の方で準備していったら、専門的な道の駅が運営できるような経営者

を作っていくということは、それでいいと思うんですね。ただ、なんでそれを途中で投げ出すのか。投げ出した理由がよくわからないと言っているのですね。で、しかも、11,000千円かけておるわけですから、なんで成果報告書が今まだとりまとめられてないというのは、どうも理解できません。これは地元へ行ってお聞きしますと、かなりの方まで知らないでおると。で、いつの間にそうになったんだとことでびっくりされる方が結構おりまして、これは早くですね、町民の信頼だとか、批判に応える意味でも、この公表は早くしていただきたい。

次にお尋ねしたいのがですね、いろいろこういうふうになれば成功するんだということをおっしゃっていただきましたが、そもそも今日ですね、道の駅の経営環境、はじめの質問でも申し上げましたけれども、大変厳しいと思うんですが、その経営環境どうなってますか。各地の道の駅の状況。

産業課長 ちょっと詳しいところ準備できておりませんが、感覚的などこでちょっとお話させていただきます。アグリステーションながら、こちらですね、非常に経営のほうは順調にまいりました。ただ、最近ですね、ちょっとお話ししますと、以前は農産物の売店コーナーと、それから食料というか食堂のほうと経営が分離しておりましたけれども、今現在は一体として経営をしております。で、一体として経営をしたときに、若干、人件費の問題ですとかいろいろでここ数年ですね、ちょっと経営的にはあまりよろしくないとか、ちょっと厳しい部分も出てきておるように聞いております。で、そこのへんの改善をですね、本年度特に力を、組合長はじめ、力を入れておるといふふうに聞いております。で、そこにまたさらにコンサルタントが、これ愛知県の事業でしたけれども、入りましてそういった経営指導も含めてしていただいております。で、結論的には、経営的にはそれほど悪い状態ではないと、なんとかなんとかなると。ちょっとうまく言えませんが、ちょっと数字的なものを持ち合わせておりませんが、全般的な感じはそういうことです。で、清嶺についても、決してすごく大きな施設で人件費がすごくたくさんかかるというような規模のものではないので、やり方によっていけるといふ話を聞いておる、そういう状況です。

10 田中 よそのことで言って申し訳ないのですが、アグリは大変厳しいというふう聞いております。存続していけるかどうかというのは、大変切羽詰まっておるといふ言い方、ちょっと誤解を与えますけれども、相当頑張らないとこれも存続していけないという状況で、それは町長などが道の駅と言いつつ出した頃から比べてもですね、相当様変わりをしているようであります。で、愛知県内にどのくらいあるか知りませんが、道の駅が、数ヶ所の道の駅しか採算があつてないとか、経営的にペイしてないというようなことも聞きます。で、もう少し産業課長調べてほしいんですけど、これは統計上からなんですけど、この近在のですね、道の駅の経営状況、例えば豊根グリーンポート宮嶋っていうもの、それから鳳来の三河三石、田原のめっくんハウス、伊良湖のクリスタルポルト、つぐ高原グリーンパーク、どんぐりの里稲武、こうずっと設楽町の周辺にそうした道の駅があります。その中で、もうちょっと言いますと、作手手作り村、立田ふれあいの里、赤羽根ロコステーション、筆柿の里幸田、西尾岡の山、瀬戸しなの、藤川宿、もっくる新城、これ交通量の関係でピックアップされた道の駅だそうですが、この中で経営的に黒字になっているところはどこでしょう。

産業課長 大変勉強不足で申し訳ありません。わかりません。

10 田中 だから産業課長がなんとかかなるというのは、全然当てにできないのです。ちゃんとした根拠だとか、近在の状況を把握しながら見通しを立てておるわけではないということだと思っんですね。で、そうなりますと、赤字が出た場合は、当然、町が補填をしていくということになります。そういうふう理解してよろしいですか。

産業課長 今の時点で明確にちょっとお答えができないので申し訳ないですけども、そういった相手方との条件整備、契約内容みたいなものですけども、そういったことについて、これから詰めていくという状況です。お願いします。

10 田中 もう1点質問したいんですけれども、これから準備を町が進めて、経営主体になってもらう団体業者を設定していくということでありまして、その中に指定管理という方式も含まれておろうかと思っんです。引き受けてもらえる団体業者が、当てがあるのか、全くないのか。

産業課長 その可能性をですね、探るにあたりまして、近隣での実績がある業者といひますか、会社ですとか、そういった団体にもヒアリングにも行っております。で、はなから「その気はありません。」という言葉のところは現在はないです。なので、その条件ですね、が重要になってこようかと思ひます。ただしその中で、町としても、例えば外部にお任せして売り上げも外に持っていかれてしまうと、そういったことは避けたいと思ひますので、そのへんは慎重に検討を進めたいと思ひます。

10 田中 行政というのは、政治的な理由、行政上の必要性からものを考えていって、財政を投入していくという手法をとります。けど、このような道の駅等のは、採算が合うかどうかということをもまず大前提にして、儲ければやりますと、儲からなければさっさとやめますということになろうかと思っんです。で、行政がこの道の駅の場合は準備してやってるわけ、商売屋さんだったら多少リスク取っても儲かる、儲けるんだということでもやろうかと思っんですが、それでそれなりの努力をするかと思っんですが、行政の場合はですね、何といひか、そこまで考えないといひか、ただただ「あるといひね。」とか「必要だな。」といひことでやってくんだと思っんです。で、今、私、課長の答弁聞いとると、全然今のところ自信なんかないと思っんです。やるんだしたら自信満々くらいで臨んで、はじめてなんとか成功といひふうになろうかと思っんですが、町長、これはね、下水ですとか、保健センターを作るとか、そういう皆の暮らしや福祉ではなくて、言ひと産業振興だとか、まちづくりといひ、そういうテーマですよ。それにですね、多額の町費を使って、それで赤字になりました。全く無駄な投資になりましたといひことは、私は避けなければならぬと思っんです。それで、赤字必至だと思ひます。はじめなんとかなっても長く続かないんだらうなといひことで、それは目に見えていひ思っんです。で、ぜひ撤退も選択に入れて検討してもらいたいと思っんですが、町長、どうでしょう。

町長 道の駅構想を打ち出して、地域の発展、また活性化に結びつけようといひ大きな目標があつて、あの清嶺地区にこれを作つていこうといひ思ひでスタートかけております。そうした思ひがあるといひことは、やはり今申し上げておるよう、地域の人たちが、やっぱり元気、活力を出して、そして地域としての産業興し、そういったものを自らの力でやはり奮い立っていただき頑張りてもらう、そういう思ひを、まずは行政としてもそういう機会を作り、またそういう場所を作つて

いくことが必要だろうということで進めようとしております。で、具体的に、経営管理をどういう形でやるかというのは、やはり今まで、例えば言われております、なぐらアグリステーションの立ち上げの時もそうでした。やはり事業として、地域の人たちが企業組合を結成をしてでも頑張るんだと、そういうやっぱりひとつの大きな力を持ってこれを運営していただくことが、やはりこれからの町の元気にも繋がっていく、こうした大きな要素の基になるんだらうというふうに思っております。したがって、これから道の駅清嶺で運営体制を作っていきますが、先ほど課長も申し上げたように、やはり公募によるところも選択肢としてあります。その中には、やっぱり地域の人たちでやる気を持って手を挙げていただける、そういう人たちも優先度を高めながら、町としては採用もして、やっぱり一緒に協議をする中で、運営方法もその中で協議をし、そして先行きの経営管理だとか運営体制、そういったものも確認しながら、これを進めていきたいというふうに思っております。赤字覚悟で、最初から無駄なものをなぜそんなものを公的資金を投入してでもやるのか、そういうお考えを持たれる人がおるかもわかりませんが、私はやはり後退的でなく、やっぱり前向きに地域の人たちとそういった形を実現できるように頑張っていきたいと、こう思っております。以上です。

10 田中 町長は撤退する意思はないんですか。

町長 撤退する意思はありません。

10 田中 以上で私の質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

9 山口 議長、動議。

冒頭の第1回目の質問で、総務委員長であります、マナーとそれからルールを指導すべき総務委員長から一般質問の内容に、答弁及び議長の采配に不信感を残されまして一般質問が終わりました。今後の一般質問のあり方についてですね、ぜひ議運で、その内容をもう一度精査していただいて、気持ちのいい一般質問ができるよう、今後のために内容精査と今後の方針を提示していただけたらと思いますので、運営委員会によろしくお願いしたいと思っております。

議長 議会運営委員会に諮ります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」声あり)

議長 10時55分までとします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、3番河野清君の質問を許します。

3河野 私は1点、次のことを質問したいと思います。「地方自治体の自衛隊への協力、住民基本台帳の閲覧について」、設楽町の考えをお聞きしたいと思います。私は、災害における自衛隊の活動に対しては大変心強く、ありがたいものであると常々思っているのですが、だからといって現在の自衛隊に対してもろ手を挙げて賛成しているわけではありません。とりわけ、安倍政権になって自衛隊は大きく変質し、長らく憲法違反とされてきた「集団的自衛権の行使」が閣議決定により容認され、安保法制が強行可決されてしまいました。これにより自衛隊

は、自国が攻められていなくても同盟国のアメリカが攻められれば遠く離れた海外においてもその戦闘に加わることが可能となってしまいました。憲法第9条が掲げる「戦争の放棄」、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と、我々日本国民は固く決意し二度と戦争をしないと誓い、戦争のための手足を縛る憲法を持ったのであります。

しかるに、安倍政権はこれまでの政権、政府が憲法に抵触するとして認めてこなかった集団的自衛権を容認し、これまで誰一人戦闘により殺したり、また殺されたりしてこなかった自衛隊を、同盟国の戦争に参戦できるようにしてしまいました。それとともに日米軍事協力、共同軍事訓練は格段に増えて、正に米軍の手足、駒とならんとしているようにみえます。そして、沖縄をはじめ、国内の軍事基地建設を地方自治と地元の民意を無視する形で、膨大な軍事予算を投入して強行しております。「交渉より圧力」と称して外交努力より軍事力の増強に努め、護衛艦「いずも」の空母化、140機以上のF35、F35Bジェット戦闘機のアメリカ言い値の爆買いをしております。イージスアショアの地上配備、果ては宇宙防衛システムにまで軍事を広げようとしているようです。平和憲法の理念に真っ向から反し、国民の富、生命財産をアメリカに貢ぎ奉仕するという正に売国的政権といわねばなりません。

そんななか、安倍晋三首相は先の自民党大会において、自衛隊員募集について、「6割以上の地方自治体から協力が得られていない」と発言し、だから憲法を変えて「第9条に自衛隊を明記しないとイケない。」と述べたといひます。改憲の大義名分として地方自治体の非協力を挙げたのであります。しかしその後の報道で、「自衛官募集への地方自治体の協力について」という全1741市町村の調査の報道であります。名簿の提供は632、36.3%。その内訳は電子媒体が14、0.8%、紙媒体が614、35.3%、宛名シールが4ヶ所、0.2%。次に、住民基本台帳の閲覧は931、53.5%。市町村が抽出が587、33.7%、防衛省が抽出が344、19.8%。そして、未取得は178、10.2%。防衛省がもともと閲覧申請をしていないが173、9.9%、閲覧申請拒否は5、0.3%とありました。つまり9割以上の市町村が協力していることとなります。安倍首相は基本台帳の閲覧では、それは非協力であるというのでありましょうか。

設楽町においては、住民基本台帳の閲覧はどのように行われているのか。そして、毎年、自衛隊による町民の適齢者（18歳と22歳）の基本台帳の閲覧申請があり、書写抽出が行われているようではありますが、安倍政権に対し、町はそれだけでは協力不十分だと考えるのでしょうか。提供まですべきであると考えているのでしょうか。そして、憲法第9条に自衛隊を明記し、全自治体に名簿の提供を求めようとする安倍首相の考えに対し、「設楽町平和宣言」をおこなっている設楽町としてどのように考えるか、見解を伺いたい。

最後に私の自衛隊に対する考えですが、私は、自衛隊は災害出動を主たる任務とし、軍事は専守防衛に徹し、必要最小限の軍備に留めるべきであると考えています。災害出動の装備の主たるものが、現状はスコップではあまりにも情けない。高額な兵器を買うより病院船や避難住宅船、物資輸送船、オスプレイより救難へ

りを、災害救助、復旧支援のために装備を充実し、それこそ国際貢献もできるような改編をすべきであると思っております。これこそ、もろ手を挙げて自衛隊に協力できる道だと考えております。以上、1回目の質問といたします。

町民課長 質問は、概ね5点だったかと思えます。まず、「安部首相は基本台帳の閲覧では「非協力」ということなのか。」というお尋ねがありました。これについては、首相の考え方に対して、私の方の推測でお答えすることはできません。

次に、「設楽町においては、住民基本台帳の閲覧はどのように行われているのか。」というお尋ねがありました。毎年、自衛隊愛知地方協力本部長名で住民基本台帳法第11条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧が請求されております。請求の事由は「自衛官等の募集に伴う広報」ということで、根拠法令は自衛隊法第29条第1項となっております。この請求に対しまして設楽町では、住民基本台帳閲覧簿、これは全住民の記録がされている帳簿です、これを提供します。で、防衛省の職員がこの閲覧簿から該当者を選びまして、氏名、生年月日、男女の別、住所、この4つの事項について書き写しをしております。で、このときに、町民課窓口では書き写した該当者について、防衛省職員のほうに記録用紙に該当者を記入していただいて、内容を保存しております。

次に、「基本台帳の書写抽出では協力不十分だと考えるか。」と「提供まですべきと考えるか。」というお尋ねがありました。これについては、現行の対応に対して、防衛省の方からの協力不十分等の意見や苦情は特にありませんので、今後もこの現行どおりの情報提供で対応したいと考えております。

最後に、「憲法9条に自衛隊を明記し、全自治体に名簿の提供を求めようとする安部首相の考えに対し設楽町としてどのように考えるか。」というお尋ねがありました。首相の考えに対して、町として申し述べることは差し控えさせていただきたいと思えます。これはあくまで国政の問題であって、この議会は町の政治、町政でありますので、差し控えさせていただきたいと思えます。以上です。

3 河野 町の答弁としてはそのようにお聞きしたわけですが、現実に安倍総理は地方自治体の6割が非協力だとはっきり言って、こんな状態では自衛隊を確保していくのが大変困難であるから、100%協力させるために、地方自治体が協力するために、憲法を変えて自衛隊をそこに明記し、それによって今までのような書写、写すような形ではなく提供させるということを含んで憲法改正を訴えておられるわけですから、当然それに対しては、今までのような閲覧ということではすまなくなるような形に持っていきたいということ、我々は思うわけで、そうすると地方自治体としても無関心ではいられない。非常に厳しい対応が迫られるのではないかというわけで、そのことについて自治体としてはどのように、設楽町としてはどのように考え、対応するのかということをお聞きしたいわけです。

町民課長 先ほども申し上げましたが、住民基本台帳法第11条のほうでは、住民基本台帳の写しの閲覧をさせることができるようになっておりまして、今は写し書きということで、請求のほうもですね、そういった請求になっておりますので、そのとおり出しています。で、例えば法律とかですね、法律の施行令とかでそのような規定で、紙で提出しなさいとかってなれば、そういう対応をしますし、今設楽町でやっている対応は、住民基本台帳法とか自衛隊法に基づいて、そのとおりにやっていますし、何度も繰り返しますが、請求がそのような請求になっておりますので、そのとおり対応しているだけです。以上です。

3 河野 そうしますと、法律が変わり、憲法が変わり、自衛隊が憲法に明記されると、地方自治体、設楽町も対応が今までと変わるということ、自動的に変わるということでもよろしいでしょうか。

町民課長 これ、憲法云々というより、住民基本台帳法とかのほうになりますので、先ほども言いましたが、国の法律が変わればそのように対応するしかないと考えております。

3 河野 ちょっと私聞いた話ですけれども、これは、ちょうど自分の育てた息子、娘が18歳、22歳の自衛隊の勧誘適齢期になると、ある日突然自衛隊に入ってくださいというような通知が送られてくると。それでびっくりするという驚きですね、防衛省からいきなりそういう、あなたの息子さん、娘さんに入ってくださいという、そういうのがあるわけで、そうしますと、住民基本台帳というのは重要な個人情報であり、誰にも勝手には見られたくないものでもあるわけです。その管理というのは非常に厳密に守られないと、個人情報として守られないといけないものであります。現状ではそうやって自衛隊に閲覧させているわけで、そのへんが大変危惧、今後、安倍首相の言うように、自衛隊を明記し地方自治体に協力させると、そういうふうにしなないとだめだということでもありますので、大変危惧するわけです。で、自分たちの住んでいる市町村、自治体の住民の大切な子供たちがその年齢になると、そういう形で情報が自衛隊に使われているということで、このまま自治体として何の対応もしん。言われるままに従うという形でいいのか。やはり自治体としての意思というものは、そこに持つ必要がないというふうにお考えでしょうか。

町民課長 何度も申し上げておりますけれども、住民基本台帳法のほうで「法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち氏名、出生の年月日、男女の別、住所という情報を閲覧させることができる。」ってなってます。で、法令で定める事務ってというのが、自衛隊法のほうにありまして、「都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」ということになって、法のほうでそういうふう定められておりますので、設楽町としては、町民課としては、その閲覧の請求に応じているということです。ですので、あくまで法に基づいて事務を行っておりますので、個人的な感情は別として、市町村の行う事務はこういうことで対応しておりますというしかございません。

総務課長 先ほど、河野議員の質問の中にですね、自衛隊から手紙が来て迷惑被っているというふうなお話があったというふうに理解しているのですが、昨年度2人の方、本年度1名の方が自衛隊に、設楽町出身の方が入隊をされました。その方々がこの間激励会等行いましたけれども、高校生18歳の子たちだったですけれども、崇高な意思を持って、自分の意思で自衛隊に入隊をしてそれから頑張っていきたいということを、本人の口から話をさせていただいて、私らはとても感激をしております。ですので、そういうことは決して迷惑だとかそういうことじゃなくて、やっぱり自分の意思で、自分の将来を考えて進められたということで、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

3 河野 私は最初にも申し上げたように、自衛隊が果たす役割を全て否定しているわけではありませんし、そういう崇高な国民の生命、財産を守るというね、崇高な

意思で自ら志願されるということはあるがありがたいことだと思うんですが、先ほども申し上げたように、必ずしも自衛隊というのはそういう今の崇高な理念とかそういうものとはちょっとかけ離れてきている、安倍政権に、特に安倍政権において大きく変わってきて、実はもうアメリカ軍の手駒になってこれから自国を守ることでも何でもない、遠く離れた海の向こうでのアメリカ軍との戦闘にまで借り出されるような、そんな自衛隊になりつつあって、そのための装備まで莫大な軍備予算を費やして、さまざまな自衛を超えた武器を買って、それを供されているということを心配しているわけで、そういった2人の方が自衛隊に入られて高い崇高な理念でやられるということは、ぜひとも頑張っていたきたいが、間違っても憲法が否定する戦争の放棄、そして殺しも殺されもしないという自衛隊であり続け、そういうなかで頑張っていたきたいと思っているので、この質問をしておるわけです。

で、今、町民課長が言われたように、法的にそのようになっているからそれを粛々と行っているということではありますけれども、そうしますと、今の安保法制によって集団的自衛権も容認するような形に法律が変えられてしまったわけで、そうしますと憲法9条は主張する戦争の放棄が危うくなるわけで、紛争の手段を武力によっては、あくまでも平和的外交でやるというのが憲法の理念でありますので、そのへんが危うくなると。で、現実には市町村が、6割が非協力だというふうに言って、それを大義名分として憲法を変えないといけない。9条を、自衛隊を明記しないとけないというふうに言われてしまったわけですから、言われて、言われっぱなしでは、地方自治体の議会として、また執行部としても「ああ、そうですか。」というわけにはいかないんじゃないかと、私は思って質問しておるわけです。法律的なことは、そのように行われていくことは承知しましたが、そのような理由で憲法を変えるんだという、今の安倍自民党政権に対して、設楽町としてどのように考えるのかを、町長、お聞かせください。

町長 この件につきましてですね、国政府において責任のある立場の方の考え、また国の政策方針ということについて、これに対していろいろな考え方がされることでもあろうかというふうに思います。したがってですね、地方自治体の長として意見を述べることは差し控えたいと思います。以上です。

3 河野 もう少し踏み込んだ意見を私は期待したんですが、ただ国の言うことには地方自治体は意見を言う立場にない、そういうことでいいのだろうか。ここまで地方自治体が協力しないんだというふうに、それが改憲の1つの理由になる、大きな理由になると言われているにもかかわらず、何もそれに対して意見を述べない、そういう町長でいいんでしょうかね。町長としての、設楽町町民を守る町長として、そして平和宣言もして、二度と戦争をしないというそういう理念で町運営をしていくんだということを宣言されているわけですから、やっぱりそのように言われたことについては、一言町長のお考えが聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 これからの日本も戦争のない平和の国であり続けるためにも、国民一堂に会してそういう思いは皆共通認識しておることだというふうに思っております。それと、この今国が進めていく自衛隊のあり方、また運営等について、やはり国の責任のある人たちが国政としてその政策を議論をし、やはりいろいろな意見、いろいろな人たちの考え、そうしたものを総合的に判断をする中で、これからのそう

いった平和をどう維持するかということも議論をし、これを築き上げていくことだというふうに思っております。

町内においてもですね、いろいろな立場で、いろいろな考え方をされる向きの方々もおみえになるというふうにも思います。一概にこれが全てであり、これが正しいことであるから、これに沿っていくべきだというふうに思われる人もおるでしょうし、またそうでないほかのものの考え方をされる方もおみえだというふうにも思います。しかし、そういうなかであって、基本的には、皆平和であり、またいろいろ言われてみえる災害時に対してはやはり国の力でもって国民の安全と安心を確保していただく、そういったこともやはり力として蓄えていただく。そういう組織化をこれからも図っていただく。そして国土の保全というものをやはり維持し、これから努めていくことがやはり国においてもこれが責任だろうというふうにも思っております。そういうことを目的とした手法によって、いろいろなやり方で取り方があるかと思いますが、私が今申し上げたように、一地方自治体の長としては、やはりこれに限るべきだとか、こうしたことに徹するべきだという言い方でなくて、やはりそういったことをいろいろな思いがあるなかを総合的に判断をする中で、これからのそういったものの対応をしていくべきであろうというふうにも思っております。したがって、今の状況について、ここで町長としての意見を申せと言っても、私の今の考えというのは今申し上げたとおりでありますので、御理解をいただければと思います。以上です。

3 河野 現実に6割の市町村が非協力、自衛隊の募集に非協力だと言われているわけですから、それについて。

議長 河野清君、同様の質問が続いております。もう少し精査して質問をお願いします。

3 河野 では、設楽町は今閲覧による筆記抽出による協力をしているというふうに、私は理解をしておるんですが、その6割の非協力について、設楽町はその意見に賛成ですか。同意しますか。それとも異議がありますか。それちょっとお答えください。

町民課長 その6割がどうのっていうのは、首相のお考えであって、先ほど説明しましたように、請求自体がですね、一部の写しの閲覧で請求されてて、それを書き写されていって、それに関して今まで何もクレームもないし、そのとおり粛々と、お互いに、防衛省も設楽町もやっているのだから、それが非協力ということは全然非協力じゃないと思いますし、ただその写しとること自体が報道されているので、紙とかデータでないで非協力だというふうに捉えられておるのかどうかというのは、私の方ではわからないんですが、ちゃんと請求に基づいたお答えはしているのだから、それは十分設楽町としては協力しているし、愛知県の自衛隊の協力隊の方もそれで十分ということで、今まで何の問題もなかったという結果だと思います。

3 河野 そうしますと、設楽町としては何の問題もなく協力してきたのであるから、そのように6割の市町村が非協力だということには青天の霹靂だと、そんなふうに言われる筋合いは設楽町にはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

町民課長 はい、それは河野議員がそういうふうに捉えられればそれでいいと思いますし、設楽町としては6割に入っていようがいまいが、協力しているのだから、それでいいと思っております。

副町長 先ほどですね、法律が改正されたらどうするんだということがあったでしょ。住民基本台帳法が改正されたらどうですかという話ですけど、原則論ですけど、日本は法治国家でありますので、我々地方公共団体の責務は法に基づいて仕事をするのが当然の話です。ですから、法に基づいてやる仕事について、例えばそうでない見解でやるわけであるということをおっしゃると、憲法でいう地方自治法を憲法にも規定してありますので、地方自治からいきますと、法に沿った行政をしないということはありません。当然ながら地方公共団体は法の下で行政をやっていく責務がありますので、町民課長が言いましたように、どのような経緯で法律が改正されようがされまいが、法律が改正されればそれに沿って適正に事務をやっていくのが地方公共団体の行政であると思います。

3 河野 町としての姿勢はわかりました。そうしますと、今、安倍政権はそういう、安倍政権の認識として、市町村の協力が得られてないから憲法を変えないといけないんだということで、憲法を変えようという世論を喚起しているわけですが、非常に憲法が変えられる、自衛隊が明記され、そうしますと、いろんな自衛隊募集に関するいろんなさまざまな法律もそれに則って変えられて、全て地方自治体は提供という形で募集に協力しなきゃならないということが予想される。そしてそれに自治体は法律がそうなればそのように粛々と提供するというものになっていくということをおっしゃる、仮定であります、町執行部としてはそのように考えているということをはっきりいたしました。であるが故に、やっぱりこの安倍政権が言う憲法9条を変える、自衛隊を明記するというようなことを許してしまうと、地方行政もそれに巻き込まれるんだということがはっきりしたと思います。そういう意見を述べさせてもらって、私は自衛隊はもっと改変して、本当に国民のためになるものに変えるべきだと思っておりますけれども、今のままでは大変危うい自衛隊になりつつあり、そして憲法が変わると大変なことになるということがはっきりしたということで、私の質問を終えたいと思います。

議長 これで、河野清君の質問を終わります。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時までといたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後12時59分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番加藤弘文君の質問を許します。

1 加藤 チャイムが始まりましたので、それでは一般質問始めたいと思います。1番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしました通り、2つの件について質問をさせていただきます。

1つ目は、「本町の感染症予防対策について」です。まずは、毎年の中行事のように繰り返されているインフルエンザの感染についてです。本年度の本町でのり患状況ですが、小中学校については、調査いたしましたところ、本年度12月から2月の感染者総数は、1月中の14人、小中学生238人が総数ですので、全体比6%のみがり患をしたということです。12月と2月については、感染者数というのは何とゼロだったとのこととあります。18歳以下の子供の全体の感染状況、それから18歳以上の成人の感染状況について、現在わかる範囲で報告をまず求めたいと思います。

また、子供インフルエンザ予防接種無料化の初年度でもあり、その接種率についても報告を求めたいと思います。昨年のインフルエンザ流行は、これまでにない感染拡大を招き、本町の同一時期の子供の感染者総数が97人、40%近い感染率だったことを考えると、本年の小中学生の6%という数字は、非常に大きな感染予防効果を発揮できたと評価すべきと思いますが、当局としてはどのように評価しているのかを問います。

また、私としては本定例会議で、子供のインフルエンザ対策の効果をもとに、高齢者インフルエンザ予防接種の無料化を政策提案したいと計画していました。しかし、31年度当初予算を見ると、すでにその施策が明確に示されています。本当にうれしい誤算です。住民の命と健康を大切に考えている町当局の関係各位に心より感謝と敬意を表します。こうした施策が実施されるにあたり、さらに、これまで対象となっていない18歳から65歳までの町民に対する、インフルエンザ予防接種の奨励対策が検討されてしかるべきかと考えます。今後の町当局の対策強化の見通しを問います。

次に、昨年12月の定例議会で質しました風疹予防対策に加えて、本年に入って大流行が懸念される麻疹、いわゆるはしかへの感染予防対策について問います。感染症予防情報によると、風疹・麻疹は、感染力が極めて大きく、本年度は全国的な感染拡大の予兆が見られ、春先からの感染の広がりが懸念されていると聞きます。本町として、こうした状況をどのように分析しているのかを問います。また、前回の議会での回答として、「本町の風疹感染予防の対策は、国や県の対策動向に注視しながら、感染予防に向けた効果的な対策に取り組む」と答弁がありました。その後の進捗について伺います。加えて麻疹予防対策についても、どのような対策を検討しているのかを、合わせて聞きたいと思います。感染症の予防対策は、町民の命と暮らしを守る重要施策であるとの考えのもと、さらなる思いきった施策の実現を求めていきたいと思います。

次に、「設楽町の児童虐待・DV事案への対応について」問います。千葉県野田市で、またも繰り返された児童虐待死事件を契機にこうしたことが、二度と繰り返されないための教育・福祉行政の再点検が全国で行われています。本町・本地域では、こうした事態を防ぐためのシステムが、危機感をもってどのように機能しているのかを問います。本町の虐待相談対応は、新城・北設楽3町村を新城保健所内の児童育成課「新城設楽児童・障害者相談センター」が、広いエリアをカバーして行っています。先日、業務状況について当所長に聞き取りをしてきました。当センターの相談業務は、児童虐待相談に加え、養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談など、多種多様で平成29年度相談実績では、198件の対応を行っているとのことでした。その中で、設楽町内の児童虐待等養護相談は5件見られたそうです。当所長は、平和な田舎だから児童虐待なんてことは起こらないだろうという思い込みは一切捨てるべきだと仰っていました。近年の虐待事案の増加に伴って、市町村の児童相談への対応が期待されていますが、本町のどの部署が、当センターとどのような連携をとって、事にあたっているのかを問います。また、その中での課題と考える点について説明を重ねて求めたいと思います。

次に、前述の虐待死事件でも、児童虐待とドメスティックバイオレンス、DVは、密接な関連をもっていることが指摘されています。昨年、本町においても深

刻なDV事案が発生していることを考えると、民事不介入の考えを超えた、危機感を持った対応が必要と考えます。本町のDV事案への対応は、新城設楽建設事務所設楽支所内の地域福祉課「女性相談センター新城設楽駐在室」を通して、新城保健所内の「新城設楽福祉相談センター地域福祉課」が業務として行っているというふうに聞いています。駐在室から心配事相談として、したら保健福祉センター、つぐ保健福祉センターで毎年4回ずつ出張相談を実施していますが、相談件数・対応件数はどのような現状なのか。そうした現状の課題をどのように考えているのかを伺います。児童虐待・DVへの対応に関しては、専門的な識見をもった担当者の不足が課題となっています。本町を管轄する担当者は、児童虐待を含む児童の保護・福祉に関する相談に応じ、専門的技術に基づく指導を行うケースワーカーである児童福祉士は、新城・北設楽3町村で僅か1名です。また、DVを担当する女性相談員は、非常勤職員で同じく僅か1名であると聞いています。多様な業務に対して、こうした脆弱な本地域の体制を改善するために、県へ強く要望していくことや町内での人材育成について町として姿勢を伺いたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

保健福祉センター所長 では、御質問のうち、1つ目の「設楽町の感染症の予防対策について」、説明させていただきます。2つ、「子供インフルエンザ」と「風疹・麻疹」の2つのうちの、まずインフルエンザのほうでまず説明させていただきます。1つ目、「感染状況はどのようなものであったか」という御質問でございます。この冬のインフルエンザがですね、特に首都圏とか愛知県で猛威を振るったということは、記憶に新しいところでございます。11月の中頃から12月にかけてですね、感染者数は加速度的に増え始めて、12月12日はですね、県はインフルエンザ注意報を発令されました。東三河地域に目を向けますと、11月13日ですが、豊川市、新城市で集団かぜが発生し学級閉鎖にもいたりしました。ということで、この地域は両市との交流の機会等が多い方も多いということで、本町のほうにも影響が及ぶのではないかとということをご心配したところですが、その時は幸いにも感染した小中学校児童生徒の報告はございませんでした。しかし猛威のほうはですね、その後、全然、全く衰えることなく、年末12月27日には今度は県内全域にインフルエンザの警報のほうが発令されたというところなんです。年末年始を迎えるということで、普段以上に行き来とかですね、遠くの方との接触が増える機会ということがあるということで、町では早急に広報無線のほうでですね、健康管理とか周囲へ配慮するようにといったようなお知らせをさせていただいているところです。で、年が明けてというところで、1月の半ば頃ピークにしてですね、感染者数はようやく減ってきたというところで、警報はずっと出てたんですが、今月の7日、つい先週ですが、ようやく解除されたというところなんです。というような状況のなかですね、結果として、先ほども議員言われましたけれども、町内小中学校では14名、小学生8名、中学生6名ということで、これも1月のみであったというところ出席停止だったんですが、学級閉鎖までは至らずに済んだというところなんです。参考までになんですけど、昨年29年度の状況を確認してみますと、小中合わせて94名でした。小学生62名、中学生32名が出席停止、それから3つの小学校、田口、名倉、津具、3つの小学校で各1回、計3度学年閉鎖がありました。児童生徒数の全体から見ますり患率、かかった生徒・児童の数で言えば、29年度は38.1%、今年度は5.9%ということで、気候とかですね感染経

路などいろいろな要件、要因ありますので、これにより流行の状況というのは変わりますから単純な比較はできません。一概には言えませんが、それにまだ御家庭とかですね、学校とかの予防の徹底という成果ももちろんあると思いますので、単純には比較できないかもしれませんが、数字的には例年に比べて、29年度もそれ以前に比べて多少多かったですけどほぼ例年並みということで、そういう意味では例年に比べてかなり影響の少ないシーズンではなかったかというふうに思っております。

「接種率はどうでしたか。」ということですが、まだ年度確定はしておりませんが現在の状況です。6ヶ月から13歳未満の乳幼児・児童の方、2回接種対象の方で見ると接種率は59.7%、29年度は57.7%という数字なのでわずかですが上回っていると。次、13歳から高校3年生相当、1回接種の方々ですが、この接種率を見ると今年度48.3%、29年度は33.7%ということで、簡単に言いますと、「3人のうち1人」から「2人のうち1人」というように状況が変わったかということになります。

次、「有効性をどのように評価しているか。」ということですが、子供インフルエンザ予防接種費用の助成については、昨年9月の議会において補正予算をお認めいただいてですね、全額助成へと見直したということです。その後、接種対象のお子さん宅への個別案内にもその旨記しておりますし、各学校宛てにもですね、こういうふうに制度変わりましたよということで、御案内をお送りしてですね、先生方からも啓発していただくよということ徹底を図るような手続きをとったところであります。こうした取組みとかですね、周知啓発等、一連のものが予防接種をより受けやすい環境づくり、それから児童生徒の皆さんの感染者数の減少にも影響しているのではないかなというふうには思っております。

4つ目、「予防対策として今後どのような強化策を考えていますか。」ということですが、先ほど言われましたように、初日の当初予算説明の中で、高齢者インフルエンザ無償化についても説明をさせていただきました。従来2,000円のものの子供インフルエンザ同様に無償とするということで、地域の一体的な蔓延防止予防対策としたいというところは、まず明確な事業であります。まずはこれらを進めさせていただいてですね、状況を見ながら、それから国や県もどんどん健康福祉に対してさまざまな取組みを随時しておりますので、そういう動きも注視しながらですね、幅広い視点とアンテナを伸ばしてですね、健康福祉の増進について取り組んでいければと思っております。

大きな2つ目です。「風疹・麻疹」のほうの説明をさせていただきます。前回の一般質問で、風疹の感染状況とかですね、町の対応、それから国県の状況等についても説明をさせていただいております。麻疹、はしかですね、この最近の動向にも注意が必要でありまして、町としてもですね、注意喚起等必要な措置を行っていくところでありますが、ここではですね、風疹のほう国県でも状況が具体的に動いておりますので、そこを中心に説明をさせていただければと思います。町の現行制度ですが、現在では妊娠を予定または希望している女性の方がワクチン接種を行うと5,000円を上限に補助している。これ現行の制度でございます。ただ、配偶者とかその周囲の方に対する具体的な支援制度というのは、現時点では設けてなくてですね、加藤議員からもですね、「子育てを大切にする町なので、そういう奨励施策を考えてはどうか。」ということ、そのときに御質問をいただ

いておりましたが、こちらとしての説明としては、「国の新たな指針としてですね、男性の抗体検査の無料化、それから特定世代の男性のワクチンの定期接種化というのをその時点ですが想定しているということだったので、その中身をもう少し確認して精査してから感染防止や蔓延防止に向けて取り組みます。」というお答えをさせていただいているところです。で、その後の状況を説明させていただきます。国は予防接種法の施行令を見直してですね、風疹の公的接種を受ける機会のなかった方世代、具体的にはですね昭和 37 年から 54 年、37 年 4 月 2 日から 54 年 4 月 1 日ということで、現在年齢でいいますと 56 歳、下は 39 歳、この間の世代の男性ですね、この世代というのは、当時、女性の方のみ風疹ワクチンの集団接種がされていたという時期で、男性はほとんど未接種だったという、ちょうど開いた世代があります。抗体保有率がですね、それぞれの年代、性別で区切った中で唯一 80%を切っているということで、国は東京オリンピックの始まるまでこの率を 85%以上にしたいという考えがあるということで、この世代に絞り込んだ取組をするということになります。この対象者は風疹の抗体検査とかですね、予防接種費用は無料になるということです。ただこれが 3 年間、31 年度からの 3 年間に限られた施策でありますということで、31 年度はその年代のなかでもさらに下 39 歳から上 46 歳までということで区切ってまず対象にするということです。で、無料クーポン発送する等の手続きで接種に向けて啓発対応していくということです。町としてはですね、こういう国の制度の中で補助を受けつつですね、こういう制度の中で漏れていた世代の方々に対して措置を行うことになるということで、今後これらの対象になる皆さんには個別に御案内等させていただくことになります。これが 1 つ。

もう 1 つの施策としてですね、これとは別に、町では従来の女性に対する補助じゃなくてですね、新たにその配偶者などにも予防接種費用の助成枠を広げることとさせていただきたいと思えます。議員からも前回ですね、「配偶者の方にも手厚い対応を」というような御意見をいただいているところなんですけれども、次年度に向けて、県も今これについて具体的に動いておりますのでですね、まだ正式な通達、通知にはなってませんが、その補助要綱も参考にしてですね、より実効性の高い対策をあわせて進めていきたいと思っております。

以上、いずれの措置も町として必要な取り組みであるという認識のもと進めていきます。まだ国からの助成割合等ですね、これから正式に示されるものもありますが、それらを踏まえながらあらためて予算措置のほうも講じさせていただきたいと思えますので、それも含めてよろしくお願いたします。以上です。

町民課長 では町民課のほうから、「児童虐待」それから「DVへの対応について」、お答えしたいと思います。3 点ほどあったかと思いますが、まず「新城設楽児童・障害者相談センターと関係機関が連携して、子供を守っていくシステムがどのように機能しているのか。また、課題をどのようにとらえているのか。児童相談は現在どの部署がどのように行っているのか。」というお尋ねがあったかと思えます。子供を守っていくシステムとしては、愛知県新城設楽児童障害者相談センターに事務局を設置しております「新城設楽地域虐待児童問題関係機関関連調整会議」というのがありまして、こちらのほうで当該地域のネットワークが整備されております。構成員としては、新城市民病院、新城市こども未来課、新城市健康課、新城市教育委員会学校教育課、新城市民生・児童委員、新城市主任児童委員、

設楽町町民課、したら保健福祉センター、東栄町住民福祉課、豊根村住民課、豊根村保健福祉センター、新城市にあります八楽児童寮、愛知県東三河教育事務所新城設楽支所、愛知県設楽警察署生活安全課、愛知県新城警察署生活安全課、愛知県新城保健所、以上の機関の代表者が構成員となっております。今年度は、関係機関の情報共有、連絡調整等を目的として、10月に会議を開いております。

また、北設楽郡では、2年間の町村事務局当番の持ち回りで「北設楽郡要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報交換、連携を図っております。構成員は、愛知県新城設楽児童障害者相談センター長、愛知県設楽警察署生活安全課長、愛知県新城保健所健康支援課長、愛知県東三河教育事務所設楽教育指導室長、名古屋法務局新城支局長、それから北設3町村の民生・児童委員協議会長、北設楽郡医師会長、北設3町村の教育委員会教育課長、北設3町村の児童福祉担当課長となっております。今年度は、2月に設楽町役場議場にて協議会を開催し、各町村の要保護児童対策に関する現況や活動状況等について情報交換を行いました。この協議会の下部組織として、設楽町実務者会議を設置しております。構成員は、愛知県新城設楽児童障害者相談センター児童育成課、愛知県新城保健所健康支援課、愛知県設楽警察署生活安全課、それから町の教育委員会、保健福祉センター、町民課、以上の機関の担当者となっております。今年度は9月と2月に会議を開催し、要保護・要支援の対象となっている児童について、それぞれのケース毎にこれまでの経緯や現状を情報共有して、今後の見守り、支援等について協議いたしました。児童・生徒に関する要保護、要支援問題が発生した場合は、この実務者会議構成員によるケース会議を直ちに立ち上げ、問題解決へ向けて、必要に応じて親、子供と面談をするなど、見守り、支援体制の強化等を図っております。ケース会議は、必要に応じて開催して、子供や親の心身の状況に十分配慮して、現況の把握、改善への支援を行っております。議員御指摘の「地域が広い」という課題に対しましては、先ほども申し上げました各関係機関、いわゆる多職種の連携によって、子供たちを守るシステムの構築に取り組んでおります。で、設楽町における児童虐待をはじめとした児童相談等の事務は、町民課が窓口となって行っております。

次に、「したら、つぐ各保健福祉センターで行っている心配事相談におけるDV事案の相談件数、対応件数はどのような現状であるのか。そうした状況をどのように評価しているのかを問う。」というお尋ねがありました。心配事相談は、町が社協に委託して実施しております。相談員は、女性相談センターの専門員、それから民生委員の代表、行政相談員が当たっております。社協に今までの実績を伺ったところ、今年度はDVや虐待の相談はいまのところないとのことでした。参考までに、愛知県新城設楽福祉相談センター地域福祉課に直接相談があった設楽町関係のDV事案の件数は、平成22年から現在までの数字であります。面談が3名延べにしますと8件、電話相談が1名延べ16件となっております。DVに関する相談件数が少ないという現状の評価については、住民生活が穏やかで平穏である結果として受け止め、さらに関係機関との連携を深めながら、住民生活を見守るサービスの向上に努めていきたいと思っております。

最後に「児童虐待・DVへの対応は、共にマンパワーの不足が課題となっている。町としての現状に対する認識と対応を問う。」というお尋ねがありました。面積は広大でも、人口が4,800人ほどの地域でありまして、現状の新城北設の広

域連携、それから町内の民生・児童委員、警察、教育機関、愛知県の相談センターなどの多職種連携を今後ますます機能できるように協議等を進めていくことによって、専門職は新城に若干名しかおりませんが、児童虐待とかDVへの対応はできるものと考えております。以上です。

- 1 加藤 答弁のほうありがとうございました。感染症の予防対策について、大変大胆な高齢者への波及まで考えていらっしゃるということで、ぜひそのエアポケットになっている18歳から65歳までの方へのそうした奨励対策ってということについて、足をもう一步踏み出せないかということについてお尋ねをしたわけですが、その件について、もし現段階で答弁がいただけるならいただきたいなというふうに思います。それと、接種率に関して50%ちょっとくらいだというふうなお話を聞いたわけですが、もうちょっとたくさんの方が接種しているかなということをご期待しておるわけですが、これは現段階でということご解釈をすればよろしいですね。はいわかりました。

それで風疹については、対策について国も動いているということなんですが、麻疹についてはなんですけれども、風疹・麻疹混合ワクチンというのが通常使われているようなお話を聞いておるわけですが、これは麻疹も含んでの対応が今後検討されているのかどうかについて御質問をしたいと思います。

それと時間もあれですので、児童虐待・DVについて、大変丁寧に答弁をいただきましたが、すごいたくさんの組織の長が集まってきているネットワーク会議だとか、そうした会議がもたれているのはよくわかったわけですが、要は町民課が窓口となって事が起こったときにはもうすぐにそうしたケースワークができるようなケース会議が立ち上がってくというふうに理解をしました。前回、訪問したときに菰田センター長さんっていう、新城保健所のセンター長さんが「へき地だってこういうことは起こるんだよ。」ということをご盛んに言ってみえました。その中で私が先ほど言いましたように児童福祉士という子供のそうした虐待とかDVにも関わるわけですが、に関して専門的執権を持って指導とそれから対応を専門的に行う人間が1名であるというのが、なんとも心許ないということで私も話をしましたら、菰田さんも「ぜひそういうことについては県にも要望していきたいというふうに思っている。」というふうなお答えをいただきました。これは3町村、それから新城市も一緒に力を合わせてやっていく必要があることかなというふうに思いますが、ぜひここを複数配置にさせていただくような働きかけをしていく必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、これは町長さんにぜひお聞きしたいわけですが、そうした動きをぜひ作っていただきたいと思っておりますので、答弁をお願いできたらと思っております。以上です。

- 町長 今、加藤議員から御指摘をいただいたところで、やはりこの新城北設管内でそういうことに対応する専門職の職員が少ないというようなことで、こうしたものに対応が図るべく、そういう職員の数を増やすことによって事案が減っていくとかそういうことではなしに、こういった事案が起こった際には対応等が専門知識を持った人たちの中で対応が図れる、ひとつで言えば安心感というものも確保するために、県にそういった職員の増員を働きかけるということについては、私どもも雇用を広げるといふか、意を伝えていくことが必要かなというふうに思っておりますので、そういった方向で新城管内、また北設管内の首長たちでそういった方向に向けて相談をし、対応をしていきたいと、こんなふうに思っております。

す。以上です。

保健福祉センター所長 感染症予防について2つ再質問いただいていると思います。

1つ目、インフルエンザについて子供の接種と高齢者の接種のお話、説明させていただきましたが、その間エアポケットという言い方されましたが、そこはどうかという御質問に対してなんですけれども、先ほどの説明させていただきましたように、子供インフルについては確定直前ですが、こういう状況ですということ、29年度よりは相応に上がってますよという話、それから高齢者に関してこれからののでまだ数字的なもの出ません、どうだろうかというところなんですけれども、完全に無償化するというのは当然予算措置は伴うんですけれども、かなり大きな施策、予算措置を伴うという意味でもですね、大きな施策であると認識しております、これで成果があがらなかったら次はどういう方法があるんだろうというふうに思うのも正直なところでございます。この金銭的な支出についてですね、少しでも貢献することで飛躍的に上がればというのが正直なところなんです、全く予防接種に意識がない方に関してはそれほどのメリットはないのかと言いつつ始めるときりないんですが、少しでも意欲のある方の背中を押せるような形でやればということで、両方を一体化して取り組むというところでございます。そうした中で成果をある程度踏まえた上で、そのエアポケットといわれる部分にも手を出していかなければと、今、拙速に全住民を対象にするというものも1つのやり方かもしれませんが、少なくとも高齢者、半数を占める高齢者の方々にどれくらい効果があったかというところはある程度、単年よりは複数年確認してから次のステップにいかせていただくのが本来ではないかと考えております。そのためにアンテナを伸ばして状況を確認したいと思います。

2つ目、麻疹・風疹混合ワクチンがありますけどどうでしょうかというお話ですけれども、定期予防接種として麻疹・風疹、1期2期分かれておりますけれども、接種をしているところです。接種率はですね、毎年多少差はありますが、ほぼこれが実は90台、90%半ばから100に近いくらいの接種率が出ておまして、そういう意味では予防接種をしているというのがほとんどの子供さんに効果を与えているかなというふうには思っております。そういう接種も含めて、先ほど説明しましたような対応も、大人になってからの対応も合わせてやっていくということで一体的にやらせていただきたいと思っております。以上です。

町民課長 先ほど町長に答えていただきました件に、ちょっと補足ということで、愛知県のほうで児童虐待防止対策体制総合強化プランというのを作っております。これ、今度新プランが2019年から2022年度までの目標というのが載っております、その中で現行の児童福祉士の業務量なんです、福祉士さん1人あたり50ケース相当を年間こなすというふうになっておるんですが、これを次の新プランのほうでは40ケース相当を対応するという、その分は福祉士のほうを増やすといったプランを計画しておるようです。で、そうなった場合にはこっこの都市部ばかりではなくて、山のほうの配置も強化していただくように、それこそ先ほど町長の話があったように、北設楽郡なり東三河なりの首長さんたちにお願ひして県のほうに要請していただくといいのかなというふうに思っています。それから先ほど説明しました新城設楽地区の協議会のほうでもそういったことを話し合っていく必要は十分にあると考えております。以上です。

1 加藤 大変前向きに感染症予防についても、また児童虐待・DVの防止等について

も取り組んでいただけることがよくわかりました。本当にこれで終わりという対策ではないと思いますので、予断をせずとにかくそこに集中して常に警戒心をもって事に当たっていただけることを要望し質問を終わります。以上です。

議長 これでは、加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に、6番高森陽一郎君の質問を許します。

6高森 失礼します。ただいま、議長の許しをいただきましたので、一般質問の通告に従って質問させていただきます。私の質問は1点です。1「町長の平成31年度施政方針で表明された「森と水が活きる環境共生のまちづくり」に盛り込まれたごみ焼却施設の老朽化に伴う新たな処理方策の検討について。」でございます。具体的な質問説明書として、件名1、中田クリーンセンターのごみ焼却施設の老朽化に伴う新たな処理方策を検討する、とあるがどのようなビジョンを描いておられるのか説明願いたい。本来は北設広域事務組合が対処すべき事項であるが当町としても多額の建設負担金の予算計上が予想されるため、あえて問うこととしました。中田クリーンセンターは、小生が1期生の平成9年頃、吸塵用バグフィルターの目が荒すぎて将来的には休止せざるをえないと言われていました。焼却炉が進化しつつあったこの頃からオン、オフを繰り返して炉の内部のレンガの補修を繰り返していた。しかも燃焼を継続させていなかったため、ダイオキシンの発生を減らすことができなくて性能的にはよろしくなかったと聞いております。どのような規模の、どのような施設を、どのあたりに建設する話を進めておられるのか差し障りのない範囲で説明願いたい。以上で1回目の質問を終わります。

生活課長 生活課より、高森議員からのごみ処理関係についての質問に回答させていただきます。午前の金田議員の答弁と一部重複する節もありますが、よろしくお願いたします。最初に、ごみ処理広域化の背景、経緯についてを説明させていただきます。ごみ排出量の増大などに伴う最終処分場の確保や、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策の高度な環境保全対策の必要性などは、適正なごみ処理を推進することについて課題に対応するために、国の方針としてはごみ処理の広域化を推進するものとして、各都道府県に平成9年5月に「ごみ処理の広域化計画について」の通知を行いました。愛知県ではこれを受けて、平成10年に10ヶ年計画の「愛知県ごみ焼却施設広域化計画」を、平成21年には平成29年までの10ヶ年の「第2次愛知県ごみ焼却施設広域化計画」を策定しており、これに基づいて各市町村では、ごみ処理の広域化を推進してまいりました。第2次愛知県ごみ焼却施設広域化計画では、焼却能力300t/日以上を基準として、県内を13ブロックに区割りして、各ブロック内におけるごみ焼却処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定して、ごみ処理の広域化を目指すことといたしました。そして、設楽町が加入するブロックは根羽村を含めた北設広域事務組合構成町村と新城市、豊川市、蒲郡市ですが、この北設広域事務組合及び3市2町2村では、平成24年から平成43年までの20年間を計画期間とする「東三河ごみ焼却施設広域化計画」を県計画に基づいて策定いたしました。この計画を策定する過程では、現在の北設広域事務組合の中田クリーンセンターの建替えは、国の方針として、補助金対象処理規模から外れるために、いくつかの広域処理体制計画を比較検討してまいりました。本計画における施設整備方針と

しては、焼却施設は1施設化とすることが、経済面、環境面において優位性が高いということから、最終的には東三河ブロック内1施設へ統合することを目指すこととしております。

なお、可燃ごみの中継施設については、設置することによって建設費、または改築費、維持管理費は増加しますが、設置しない場合には、ごみを直接持ち込むこととなりますので、それぞれの市町村から遠距離を運搬することとなり、その負担は大きなものとなることもわかっております。そこで中継施設につきましては、北設地区では地理的条件からその必要性が顕著であり、今後も設置することを前提として検討していきませんが、ごみ焼却施設の建設地がはっきりしていないため、本計画では中継施設の設置については各自治体に判断を委ねることとしておりまして、計画策定時には明確な位置付けはされておられません。よって、議員からの質問である将来建設される広域的なごみ焼却施設の規模、建設地など、具体的なことにつきましては、平成44年を基準に計画を立てておりますので、人口減少、ごみの減少等、周りの状況が大きく施設規模に影響するために、もう少し先の時点での状況で判断することとして、まだはっきりしたことは決まっておられません。

なお、今月7日付けの愛知県からの通知には、第2次愛知県ごみ焼却施設広域化計画は、平成29年度で計画期間が終了しておりますが、環境省からの指示が、総務省による広域化、集約化の考え方に基づき環境省として通知を発出する予定としておりましたが、現在、まだ通知が発出されておられません。愛知県としては、環境省からの国の指示がないため、次の県計画の見直しを検討することができず、当面は前計画の考え方を維持する旨の通知がありました。この通知を受けて、来年度も北設広域事務組合と3市2町2村では、広域化処理体制の構築に向けて、東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づいて、広域化ブロック会議で検討を重ねていくことと思われまます。

先ほどの金田議員からの質問の中でも説明させていただきましたが、東三河ごみ焼却施設広域化計画の具体的な整備内容が整うまでの間は、三重県伊賀市にある民間事業者へ委託する方向としました。町民の方にはごみの減量化やごみの分別などについては、引き続き協力していただかなければなりません。民間事業者へ委託することで、現在の町民のみなさんのごみの出し方が変わることはありません。説明は以上です。

- 6 高森 ありがとうございます。先ほども同僚議員にいろいろと説明ありがとうございました。この質問をしたのは、私自身が北設広域として、そのごみ処理、し尿関係に深く関わっている事情がありまして、どうしても現在のし尿処理の具体的な計画と同じようにこの焼却ごみの計画も皆さんに周知してほしいって、そういう思いもありまして、たまたま町長が一般表明された内容にありました、施政方針の中にありましたので、取り上げさせていただきました。質問したいことは、この広い北設地域から焼却施設が消えるっていうのは非常に大変なこととして、まして中田はもう30年過ぎてしまって、とても対応、使用に耐えないような状況になっている状況だと思いますので、この新城から下へ下ろす、その焼却施設を下へ下ろすというのは、やはり緊急ないろんなことを考えても、やはりできる限り避けてほしくて、現状に近い地域、新城あたりまでで焼却施設をなんとか運用っていうか、新規に運用できないのかな、そういうふうな思いがありますが、

例えば前回豊橋のほうでは焼却炉が故障しまして、今1万何千tという、そういう野積みしているような、そういうごみがある状況だと聞いておりますが、いったん事があると、それはもう運搬しても間に合わないような状況が出てくる中で、やはり地域地域のそういう拠点施設としてのごみ処理施設というのは、最低限のものは確保するべきだと思いますが、この44年までに一切まだ物が決まってない中で、町長はいかがです。どういうふうな方針を持って、この次の国のほうの予定を待って、そのとおりに実行されるのか、あるいはいろいろなふうな変更があること考えて、何とか中田あたりの焼却施設を維持できるような、そういう方策を考えられるのか、そのへんについての御検討を願いたいと、御見解をお願いします。

町長 今、これからに向けたごみ処理の体制をどう整えるか、その中に高森議員の希望とされるように新城北設で1つのごみ処理施設が維持できればいいではないかと。それが理想というか、そういう思いもされるということはそのとおりにかなと思います。そのとおりにかなというのは、やはりこの地域で出るごみは、この地域でやはり処分し、処理をしていくということが基本かなということも、私も思っているところでもあります。しかしながらですね、今まで運営をしてきたこの北設広域事務組合が管理運営をする中田のクリーンセンター、これの建替えをやはり我々の力で新しい施設に建替えていこうというのが、やはり基本であるし、そうすべきかなというふうには思うわけですが、やはり先ほども課長から説明がありましたように、国のほうの補助制度というのが、我々のこの規模を、この人口、またここで出るごみの量では、国の補助対象としての施設として、建設費として認定がされないと、こういう事実があります。したがって、何とかこれの緩和をやはり我々としては求めたいわけではありますが、やはり全国的にそういう規模の設定がされておるといふ以上、やはりある一方ではこれに従わざるをえないかな。従うということになるとですね、先ほど言った1つの方法としては新城市と共同して新しい施設を作れるかという話も当然あるわけですし、そうなることをまたこれから実現化しようとするとはですね、今すでに運営しておる新城市の焼却施設、そして我々の北設で持っておるこの焼却施設の、やっぱり耐用年数ですとか、今後むこうに向けて、何年かこの体制で維持管理を運営していく、その時期的な差があるというようなこともありましてですね、今すぐに、じゃあ新城以北で1つのということにはなかなかいけない。そういうことがあります。そしてさらに、愛知県が計画で示しておるようにですね、蒲郡市、豊川市の施設に、我々のごみを受け入れてもらうというひとつの計画に基づいて、その作業、行動にも移したわけですが、やはりそこもやはりそれぞれの持っておるごみ施設の現状というもの、そして分別方法ですとか、そういったもろもろの条件をひとつ一本化にしようとするとは、なかなかここも難しいというのが現状であります。そこで、何とか今我々の持っているこの中田クリーンセンターの現状を見ると、いつストップ、機械が止まるかわからない施設そのものも動かなくなる可能性も非常に高い状況にある。こういうようなことがありますものですから、いろいろ経費的なことも考える中で、先ほど説明をいたしましたように、三重県の伊賀市と民間が所有しておるそういったごみの受入れるところがあつたというようなことで、そこに金銭面、経済的なことも、これからの費用の面も比較検討した結果、今までよりもこの地域の住民たちに対しては、経費が軽減が図れるというような

裏付けもできたというようなことで、この方法を取らざるをえないということで、当面、こうした形を運営しようと、こんなふうを考えております。

したがってですね、これから先ほども申し上げたように、愛知県がこれから次期計画を示されるその計画に基づいて、我々も参入をして、その対応と一緒にやっていきたいと、こういうふうに思っておるところであります。今現状として、新城北設だけで新しい施設を作るということは、非常に厳しい状況であるので、厳しいというのは経済面も運営面も含めて、なかなか現実的には難しいということが考えられますので、そこにはいかずに、当面、今申し上げたような形で、これからのごみの処理を図っていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。以上です。

6 高森 ごみっていうのは、細かく処理するとすごくコンパクトに収まるんですが、いざ溜めて処理すると大変な量になってしまうんです。やはり少なくとも新城あたりの焼却炉の更新によっては、この北設地域のそういうごみ焼却能力の延命とか、そういうふうな方策は提案はなかったんでしょうか。

町長 当然、私どもの北設の持っておるごみを新城で受け入れていただきたいと、こういう要請を行った裏付けとしては、やはりごみの分別方法、そして新城市が運営しておる体制と北設のごみの分別方法と、やはり一緒にしなければ当然受入れもできない。仮に、その分別方法も一緒に取ったとしても、新城市ではそれだけの、北設のごみをすべてを受け入れる能力はないと、こういうような結論が出ました。したがって、もちろんどこへごみを集めて焼却するについても、こうしたごみの分別方法というものは、もっと高度な基準を決めながら、そして施設に負担のかからないような方法でもって、そうした体制づくりをしながらお願いをするときにはお願いをしなきゃあいかんと、こういうふうに思っております。今の現状としては、今問われたようなことも検討の中に当然入れた中で話し合いをした結果が、こういった形になったということで御認識いただければと思います。

6 高森 さっき課長が言われた3Rですね、リデュース、リユース、リサイクル、こういうのは、設楽町に今すごく徹底されてきていまして、各自治体のほうに、そういう資源回収ボックスを設定しては、とにかく分別収集をしっかりとやった。そうすることによって、資源化されて、可燃ごみの量がかなり減ってきていると思います。そういうことを考えると、それをもう少しさらに統一的なスタンダードで、北設を、新城をしばって、そのことによって少なくとも新城のキャパを古いのを置きながら新しいのを建設するとか、そういう形でなんか十分にこの北設地域は可能な気がします。というのは、例えばこれは北設のほうになって申し訳ないのですが、民間に移送して、例えば三重県の持って行ってするときに、その工場がたまたま稼働不能なそういうときになったときは、やはり設楽町に山積みしなきゃあならん、そういう事態が発生します。そういうとき、少なくとも今度足下の新城くらいに新規更新した、20年前の豊川が作ったような高温で焼却する、そういう立派なボイラーがあるようなそういう施設が1つ稼働していれば、それだけでも地域のごみはかなり処理できると思いますが、そういうふうな段階的なことってというのは、今後、県が計画策定する前に地元でそういう案を練ることはいかなるものでしょうか。

町長 当然ですね、これからのごみをどういう形で処理するについてもですね、やはりごみのこれからの出し方ですとか、やはり一人ひとりがそういったところの意

識を高めていただいて、分別とかいろいろもっと細かい仕分けをしながら、そうしたごみに対する意識というものを持っていただくということは必要なことだというふうに思っております。いずれにしてもそういう形で分別方法をきちっと決めて、そしてよりレベルの高い分別の仕方というものも当然考慮に入れながら、これからもこうしたごみに対応するべく方法を考えていかなきゃいかんとは思っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、新城、北設でそういうごみの出し方を当然軽減を図りながら研究をしていく過程の中にあっても、結論として新しい施設を作るということになると、やはり今の我々の人口ですとか、そういったことを勘案すると、非常に大きな建設費が必要になる。そういうことを考えると、そういった建設、新しい施設を建設する方法もひとつありますけれども、それを現実化しようと思うと、かなりの負担がかかるということも考えられますので、そういう方向も見定めながら、やはりごみのきちっとした出し方も研究しながら、一方では今申し上げているような民間に持って行っていただくということを、やはり当面はメインとしてこれを考えていきたいと、こんなふうに思っております。

6 高森 一応、民間移送は平成 43 年度ですか、の長い時間にわたってその移送がなされるっていう話を今されてましたが、その間に例えば超広域になって蒲郡、豊川を含めたこの東三河全体で 1 基作る、その焼却炉とその建設とか工事費、その他いろいろバックアップ機能を考えて、そういうふうな設計図とか見通しの話をこれからなされる。これすみません。広域のことで申し訳ないです。そういう前提でこの運送をなされるのでしょうか。そのへん確認したいのですが。

町長 それも先ほど申し上げましたようにですね、これから次期の愛知県の計画を新しく計画がされます。その折には、我々関係自治体が一緒になって、どういう計画に基づいて我々のこれからの地域におけるごみの処理というものを県計画の中に合わせて議論をしてまいります。当然、そのときには我々北設広域としての考え方、また諸問題、今ある問題というのはごみの出し方だとか、それから経費の問題、そういったものを含めて、これから愛知県の次期計画として作られる折には、当然参加をしてこれを一緒になって検討してまいりたいと思っております。

6 高森 最後に町長お願いですが、私もこうして前回の北設議会のときにいろんな資料をいただきました。今言ってみえるそういう民間の施設の対応なんですけど、ただ私は北設議会のメンバーなのであんまり情報をリークできない立場もあるので、私じゃなくてむしろ町長がその折にふれ、そういう焼却炉関係の情報をもうちょっと、もう少し我々議員全体に対してしっかり流していただくと、自分たちの郷土のごみの関係がつかみやすいと思うのですが、そのへんの情報に対するもうちょっと真剣な前出しって言いますか、説明っていうのを今後お願いできませんでしょうか。

町長 私も北設広域事務組合の管理者である立場でもありますし、もちろんこの北設楽郡内の各町村それぞれの町民の皆さん、村民の皆さんも対象にして、今のごみの現状ですとか、それから焼却をしていく問題、そういったこともですね、関係地域の我々の地域の人たちに、十分理解をされるように情報を流しながら、やっぱりそういったことが皆さんの理解のもとに新しいごみの処分の仕方等についても、皆さんに情報を提供していくことが必要だと思っております。そういった状況も流しながら、新しい手法についても、これから皆さんに、特にわかりやす

くお知らせをしていきたいと、このように思っております。

6 高森 地域住民に優しく、またお金のかからない、わかりやすいそういうごみ焼却計画が実行されることを願ってやめます。以上で終わります。ありがとうございました。

議長 これが高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 日程第3、議案第34号「工事請負契約の締結について」から日程第7、議案第38号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第34号から第38号までの工事の契約関係5議案について、一括で説明させていただきます。議案第34号「工事請負契約の締結について」、本議案の設楽町歴史民俗資料館及び道の駅清嶺建築工事請負契約の締結については、公募型指名競争入札により、工事請負金額を1,337,040千円として、落札者の吉川・遠山特定建設工事共同企業体と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。次ページ以降に入札に係る参考資料を添付してありますが、3月1日に4特定建設工事共同企業体による入札を執行し、税抜き1,250,110千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き1,238,000千円で、その落札率は99.03%であります。開札の結果の詳細は次ページに掲載するとおりであります。工期は契約の翌日から平成32年9月30日までであります。工事概要につきましては、参考資料に記載してありますが、先の議会全員協議会で指摘されました鳥瞰図については、今回変更設計における図面を添付させていただいておりますので、屋根の形状、施設間をつなぐ屋根通路等の変更部分についてごらんください。説明は以上で終わります。

引き続きまして、議案第35号「工事請負契約の変更について」、議案第35号以降の4議案については、簡易水道配水管更新工事及び移設工事の工事請負契約金額について一部額の変更が生じたので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。議案第35号については、平成30年6月19日に議会議決を得ました田口地内の簡易水道配水管更新工事、H30-6において、来年度施工箇所との接合調整に伴う施工区間の延長や一部の区間で岩盤掘削が必要となったことにより、当初の契約金額53,676千円から62,484,480円に8,808,480円増額する変更であります。これ以外の契約内容についての変更事項はありません。

続いて、議案第36号「工事請負契約の変更について」、36号につきましては、平成30年9月19日に議会議決を得ました町道和市長江線の簡易水道配水管更新工事、H30-8において一部の区間で岩盤掘削が必要となったことにより、当初の契約金額70,200千円から78,264,360円に8,064,360円増額する変更であります。

続きまして、議案第37号「工事請負契約の変更について」、第37号の配水管更新工事H30-9につきましては、議案第35号、36号同様、田口地内の老朽化した配水管を耐震管に更新し、震災時に安定供給することを目的とした工事でありまして、更新区間の総延長は668.3mであります。当初の請負契約時は、50,000千円以下の工事に該当したため議会議決を要しませんでしたでしたが、資材の追加や交

通保安員を追加したことに伴い、当初の契約金額 43,740 千円から 54,643,680 円に 10,903,680 円増額する変更のため、条例に基づく議会議決を要する 50,000 千円以上の工事に該当し、今回議会の議決を求めるものであります。なお、契約の方法は指名競争入札で落札者のカネハチ建設株式会社と契約を締結したものであります。

議案第 38 号「工事請負契約の変更について」、平成 30 年 6 月 5 日に議会議決を得ました塩津地内の簡易水道配水管移設工事において、舗装復旧面積が増加したことにより、当初の契約金額 90,612 千円から 97,934,400 円に 7,322,400 円増額する変更であります。

以上で 5 議案の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。議案第 34 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 34 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 35 号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 一部の区間で岩盤掘削が必要となったため変更ってことが出ているんですが、この岩盤掘削の石の硬い性質ってというか、なんていう石なのか、どのくらいの平米ってというか、量が出ているのか教えてください。

生活課長 岩盤量につきましては、資料のほうに載せてあります。当初は 0 m³でしたが 111 m³を追加するものでありまして、岩盤の種類については軟岩 2 相当で計上しております。以上です。

5 金田 すみません。容量について書いてあったのに見落としとしてすみませんでした。その後、容量のこの後におっしゃたのが、ちょっと専門用語かな、私にはよくわからなかったもので、もう一度お願いします。

生活課長 設計の段階で岩盤の種類がありますが、軟岩 2 という形で、今説明をさせてもらったのですが、岩種としてはめっちゃくちゃ硬いというわけではないですが、土ではなくて岩という形で見とるところであります。以上です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 35 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 36 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 36 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 37 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 37 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 38 号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 道路管理者との立会いにより、舗装復旧面積が増加したため変更するということは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

生活課長 今回、県道和市清崎線の工事に伴って水道管をこの町道上塩津線のほうに移設するわけですが、この町道上塩津線は管理者が設楽町の建設課が担当をしておりますが、そちらに占用の協議をあげます。道路のなかに埋設物を入れさせてもらいますので。その協議の段階で、その管理者の方から現況の道路の管を入れたときに残りの幅員が 1.5m をきっておれば全幅を舗装してください。1.5m 以上残っていれば、そこは既存の舗装を残してもいいですよという申請がありました。当初の計画は、60 cm の幅でずっと舗装しかみてありませんので、そういった管理者からの指示がありまして舗装面積を増やすということでもあります。以上です。

5 金田 ということは、最初はその 60 cm の幅だけやればいってという予定だったけども、全部やらなくちゃいけないということになったってということですか。

生活課長 現場のほうは、全幅全て舗装するわけではなくて建設課の担当者と立会いのもとに、ここは 1.5m 以上ですから既存の舗装は残してもらってもいいですよ、ここは全幅やってくださいと、現地行って見てもらうとわかりますが、新しい舗装があったり狭かったり、こういう形になっております。以上です。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 38 号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後 2 時 22 分